

## 第2章 情報通信政策の動向

我が国の直面する諸政策課題及び国民生活・産業経済のニーズに対応し、情報通信政策は的確に展開してきている。

本章では、情報通信振興のための総合的な政策、電気通信及び放送に関する政策、情報通信に関する国際政策及び技術政策並びに郵便事業・郵便局ネットワークの視点から、3年度に実施した施策及び4年度に実施予定の施策について概観する。

### 第1節 情報通信の飛躍を求めて

#### 1 地域情報化政策の展開

##### (1) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進

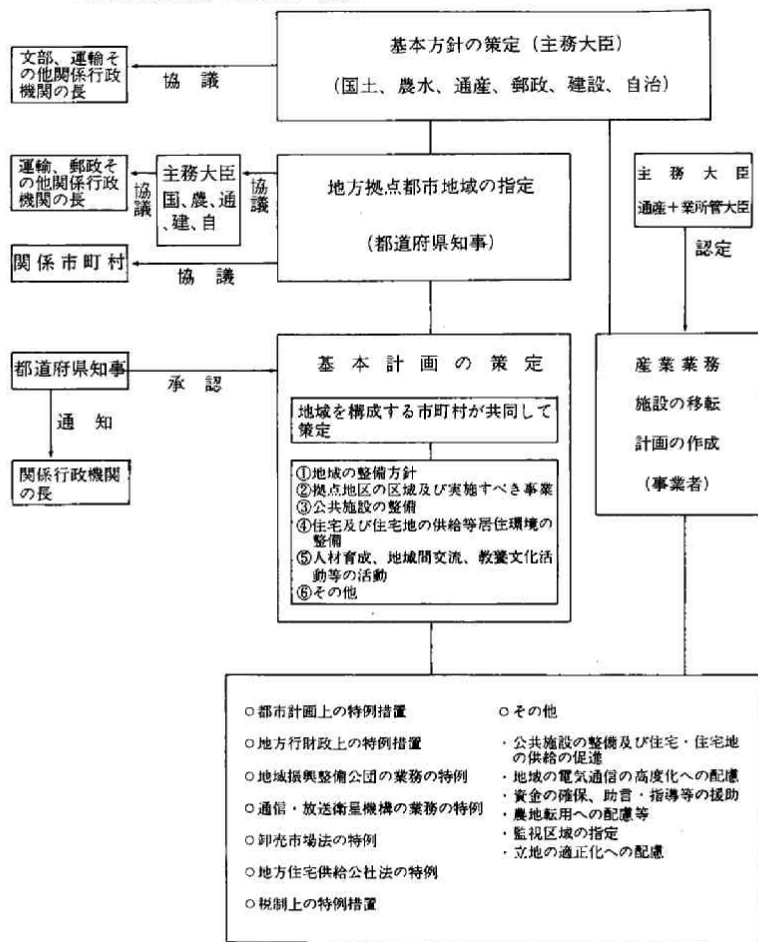
地方の自立的成長を牽引し、地方の発展の拠点となる地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより、地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展を図ることを目的として、郵政省をはじめとする関係省庁は共同して、4年度から地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に向けた取組を行うこととしている。

制度の概要は、以下のとおりである（第2-1-1表参照）。

- ① 主務大臣（国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、郵政大臣、建設大臣及び自治大臣）が、文部大臣、運輸大臣その他関係行政機関の長と協議の上、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本方針を定める。

第2-1-1図 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する施策スキーム

目的 ○地方の自立的成長を牽引し、地方の発展の拠点となる地方拠点都市地域の整備  
○産業業務施設の再配置の促進



② これに基づいて都道府県知事が関係市町村及び主務大臣（国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣）と協議の

上、地方拠点都市地域の指定を行う。この場合、主務大臣は運輸大臣及び郵政大臣その他関係行政機関の長に協議する。

- ③ 当該指定を受けた地方拠点都市地域を構成する市町村が共同して基本計画を策定し、都道府県知事の承認を得る。

郵政省では、テレトピア構想以来の基本的な政策理念である電気通信の活用によるまちづくりの考え方を踏まえ、特に電気通信の高度化の観点から地方拠点都市地域の整備に積極的に貢献することとしており、基本計画の支援として、地方拠点都市地域のうち、都市機能の集積等を図るための事業を重点的に実施すべき拠点地区において電気通信機能支援中核施設の整備を行う第三セクターに対して出資を行う業務を通信・放送衛星機構に新たに追加するなどの措置を図っている。同施設は、高品質映像通信（テレビ会議等）、高速データ通信（マルチメディア通信等）など高度な電気通信の手段の活用により、大都市と同等の業務・執務環境を地方に整備するものである。

## (2) 電気通信格差是正事業の推進

国は、3年度から、「生活関連」の公共投資として、「電気通信格差是正事業」を推進している。具体的な事業の内容は、

- ① 地上系民間テレビジョン放送の難視聴を解消するための中継施設の整備
- ② 全国どこでも自動車電話等の移動通信サービスが使えるようにするための鉄塔施設の整備

であり、事業の実施主体である公益法人は、4年3月末現在31法人設立されている。3年度の実施地区は、①の事業については26道県36地区、②の事業については13道県16地区となっている。

また、3年度から実施されている内容のほか、新たに

- ③ 地上系民間テレビジョン放送の難視聴を解消するための共同受信施

第2—1—2表 電気通信格差是正事業のスキーム

区分	年度	3年度	4年度
移動通信用鉄塔 施設整備事業		対象地域：地上系民間テレビジョン放送の難視聴地域 事業主体：公益法人 負担割合：国1/4 地方公共団体1/4 公益法人1/2	対象地域：過疎地、辺地又は離島 事業主体：市町村 負担割合：国1/3 地方公共団体2/3 注 平成4年度に限り、平成3年度のスキームで事業を行うことも可能。
民放テレビ放送 難視聴解消事業		[テレビ放送中継施設] 対象地域：地上系民間テレビジョン放送の難視聴地域 事業主体：公益法人 負担割合：国1/4 地方公共団体1/4 公益法人1/2	[テレビ放送中継施設] (1)対象地域：過疎地、辺地又は離島 事業主体：市町村 負担割合：国1/3 地方公共団体2/3 (2)対象地域：(1)以外の地域 事業主体：公益法人 負担割合：国1/4 地方公共団体1/4 公益法人 1/2 注 平成4年度に限り、平成3年度のスキームで事業を行うことも可能。
			[テレビ放送共同受信施設] (対象施設の追加) 対象地域：地上系民間テレビジョン放送の難視聴地域 事業主体：市町村又は公益法人 負担割合：国1/3 地方公共団体1/3 その他1/3
沖縄県先島地区 民放テレビ放送 難視聴解消事業			事業主体：沖縄県 負担割合：[海底ケーブル等] 国2/3 県1/3 [テレビ放送中継施設] 国1/2 県1/3 民放事業者1/6
民放中波ラジオ 放送受信障害解 消事業			対象地域：民間中波ラジオ放送の 受信障害地域 事業主体：公益法人 負担割合：国1/4 地方公共団体1/4 公益法人1/2



### 設の整備

- ④ 沖縄県先島地区における地上系民間テレビジョン放送の難視聴を解消するための海底ケーブル敷設等の施設整備
- ⑤ 民間中波ラジオ放送の受信障害を解消するための中継施設の整備が実施されることとなっており、これらの事業の継続・拡充に必要な経費として、4年度予算において前年度比10億1,300万円増の20億1,600万円が計上されている。

国は、これらの施設の整備に要する経費について、事業の内容に応じ、同経費の4分の1から3分の2までを地方公共団体等に対して補助するものである（第2-1-2表参照）。

### (3) 有線テレビジョン放送番組充実事業の推進

郵政省では、地域社会に根ざした放送番組の制作、流通等を促進することによって、ケーブルテレビの普及による地域情報化を推進し、地域経済を活性化することを目的として、「有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法」を整備し、4年度から有線テレビジョン放送番組充実事業を推進することとしている。

同事業は、次に掲げる業務を、当該業務を行うための施設を整備して行うものである。

- ① 放送番組の共同制作を行う業務
- ② 通信衛星を利用して放送番組を提供する業務
- ③ 放送番組に関する情報を収集、提供する業務
- ④ 放送番組を収集・保管し、公衆に視聴させる業務

4年度は、通信・放送衛星機構を通じて3億円を出資する予定である。

### (4) テレトピア指定地域の追加

郵政省では、地域の情報化を推進するために、昭和58年に未来型コミュ

第2-1-3表 テレトピア追加地域の計画概要

地域名	テーマ	タイプ	構築予定システム	主なメディア
北上市 (岩手県)	「21世紀の理想郷 東北の未来をひらく経済と文化の拠点都市」を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 観光・レクリエーション型	①行政総合情報システム ②図書館・文学館ネットワークシステム ③福祉情報システム ④観光・産業情報システム	データ通信 CATV パソコン通信
栃木市 (栃木県)	21世紀を展望し、市民一体となって「活気あふれる産業文化都市」を目指す	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 観光・レクリエーション型	①蔵の街コミュニケーションシステム ②蔵の街すこやかライフシステム ③蔵の街ハイビジョン観光システム	CATV オフトーク データ通信 ハイビジョン 無線FAX
藤沢市 (神奈川県)	情報システムを構築し、地域及び個人の特色や多様性を生かした「健康で文化的な市民生活が営まれる魅力ある都市」を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 先端産業型 都市問題解消型	①CATVシステム ②文化・スポーツ・学習情報システム ③行政情報システム ④健康情報システム ⑤産業センター情報システム ⑥廃棄物・環境情報システム ⑦都市基盤情報システム	データ通信 ICカード FAX CATV ビデオテックス パソコン通信
大北地域広域市町村圏 (長野県) 構成市町村 ・大町市 ・池田町 ・松川村 ・八坂村 ・美麻村 ・白馬村 ・小谷村	「うるおいに満ち、美しい自然と心豊かな人々が織りなす、生き生きとした大北」の実現を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 先端産業型	①コミュニティ情報システム ②生涯学習支援システム ③災害・火災通報システム ④博物館映像情報システム ⑤マルチメディア観光情報システム ⑥地域産業振興センター統合情報システム ⑦緊急連絡システム	CATV オフトーク 有線放送電話 ハイビジョン データ通信 多機能電話 LAN
上野市 (三重県)	「Uコムネット(上野コミュニティネットワーク)で結ぶ文化ふれあい都市上野」を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 先端農業型 観光・レクリエーション型	①コミュニティ情報ネットワークシステム ②教育・文化情報システム ③健康管理情報システム ④農業情報システム ⑤観光情報システム	CATV ファクシミリ キャプテン パソコン通信
堺市 (大阪府)	住み、働き、学び、憩う場として優れた機能を備えた「豊かさを実感する21世紀の自由・自治都市 堺」を目指す。	コミュニティ・タウン型 物流・商流型 観光・レクリエーション型	①コミュニティ・ライフ情報システム ②支所行政情報システム ③教育・文化情報システム ④流通情報システム	CATV パソコン通信 データ通信 テレメータ POS
宇和島市 (愛媛県)	ニューメディアの積極的活用により、「うわじま'21ビジュアルネットワーク構想」の推進と市民創意のまちづくりを目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 伝統地域産業型	①地域情報システム ②海洋情報システム ③緊急通報システム ④伊達博物館システム	CATV ビデオテックス データ通信 パソコン通信 ハイビジョン
水沢市 (岩手県)	情報通信システムを活用して、「住みやすい教育・文化の香り高いまちづくり」を目指す。	コミュニティ・タウン型 観光・レクリエーション型	①市民情報システム ②行政総合情報システム ③総合映像情報システム ④観光情報システム	ビデオテックス パソコン通信 オフトーク通信 電光掲示板 及方向CATV

地域名	テーマ	タイプ	構築予定システム	主なメディア
宇都宮市 (栃木県)	市民一人ひとりが安全で快適な環境のもとで、その持てる個性と能力を最大限に発揮し、社会的に貢献できる人間性豊かな地域社会の形成を目指し、「人に優しい、21世紀を展望した文化都市」を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 都市問題解消型 物流・商流型	①市民総合サービスシステム ②コミュニティ映像情報システム ③テレコムタウンシステム ④教育・文化情報システム ⑤産業経済情報システム ⑥総合交通情報システム ⑦防災情報システム	ICカード パソコン通信 データ通信 CATV ISDN
鎌倉市 (神奈川県)	鎌倉市の個性を生かしながら、ニューメディアを活用することにより、地域の抱える課題を克服し、地域の発展を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 物流・商流型	①生涯学習支援システム ②行政情報システム ③歴史と文化のまち鎌倉情報システム ④かまくらガイド情報システム ⑤福祉緊急情報システム ⑥商工情報提供システム	データ通信 CATV ファクシミリ パソコン通信 ハイビジョン 無線
相模原市 (神奈川県)	市民が健康で文化的な生活を営むことができ、地域の産業が一層発展し、更に魅力あるまちづくりの形成を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 先端産業型 都市問題解消型	①図書館情報システム ②学校教育支援システム ③行政窓口ネットワークシステム ④さがみはらふれあいネットワークシステム ⑤産業情報システム ⑥環境情報システム	パソコン通信 ビデオテックス データ通信 ファクシミリ スケッチホン
長岡市、 越路町、 三島町、 与板町 (新潟県)	情報通信基盤の活用により、豊かで安全な生活環境の形成を図り、活力とうるおいに満ちた文化の香り高い地域社会の形成を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 都市問題解消型	①地域コミュニティ情報システム ②緊急医療情報システム ③119番発信地自動表示システム ④地域防災システム ⑤降雪・除雪情報システム	オフトーク ビデオテックス 双方向CATV データ通信 移動無線
衣浦東部広域行政圏 (愛知県)	広域情報ネットワークの整備による圏域アイデンティティの確立を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 観光・レクリエーション型 国際交流型	①生活支援情報システム ②教育文化情報システム ③ふれあいネットワークシステム ④スポーツ・レクリエーションシステム ⑤国際交流システム	CATV、オフトーク 音声応答 ファクシミリ ISDN網 デジタルキャブテン データ通信
萩市 (山口県)	旧城下町、明治維新の胎動の地としての歴史性と箱庭をイメージさせる地形的な特性のもとに情報通信基盤を活用して美しく活力と時代変化の対応力に満ちた庭園都市「萩」の形成を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 観光・レクリエーション型 過疎・離島振興型	①観光ガイドシステム ②福祉ハートシステム ③生活コミュニティシステム	パソコン通信 多機能電話機 CATV 微弱電波
岩国市 (山口県)	情報通信システムを活用して「活力あふれる水と緑の人間都市いわくに」の形成により、「山陽道の新たな拠点都市」を目指す。	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型	①保健・医療・福祉総合カードシステム ②地域文化観光情報システム ③図書館総合情報システム ④高度行政情報システム	光、ICカード データ通信 移動無線 CATV、キャブテン ハイビジョン 衛星通信 テレビ会議

ニケーション都市（テレトピア）構想を提唱し、CATVやビデオテキスト、データ通信等のニューメディアをこれらモデル都市に集中的に導入することにより、地域社会の活性化を図っているところである。

3年度においては、3年10月に北上市（岩手県）、栃木市（栃木県）、藤沢市（神奈川県）、大北地域広域市町村圏（長野県）、上野市（三重県）、堺市（大阪府）及び宇和島市（愛媛県）の7地域を、4年2月に水沢市（岩手県）、宇都宮市（栃木県）、鎌倉市（神奈川県）、相模原市（神奈川県）、長岡市・越路町・三島町・与板町（新潟県）、衣浦東部広域行政圏（愛知県）、萩市（山口県）、岩国市（山口県）の8地域を新たに「テレトピア地域」として指定した（第2-1-3表参照）。

これにより、指定地域は全国で102地域となり、4年1月末現在、86の地域において220のシステムが稼働している。

## 2 電気通信産業振興のための環境整備

### (1) 4年度税制改正について

電気通信分野に関する4年度の税制改正については、まず、データ通信や画像通信等の高度で多様な通信ニーズへの対応が可能な新世代通信網の構築を促進するため、「新世代通信網を構築する施設」について固定資産税の軽減措置が認められた。また、地域の情報格差を是正するため、「電気通信格差是正事業」の用に供する償却資産に係る固定資産税の軽減措置が認められた。

この他、開放型システム間相互接続（OSI）対応装置、統合型ネットワーク管理装置、メール装置等の取得に係る法人税の軽減措置、移動系電話事業者に係る事業所税の軽減措置、電波有効利用促進税制の拡充、電線類地中化税制の拡充等が認められるとともに、新第一種電気通信事業者に係る固定資産税の軽減措置等の延長が認められた（第2-1-4



第2-1-4表 4年度情報通信分野における主な税制改正の概要

項 目	内 容
1 新世代通信網構築設備に係る固定資産税の軽減措置の創設	同期多重デジタル伝送装置、通信網制御装置、複合通信変換装置及び光ファイバーケーブル（取得後5年度分 2/3）
2 通信・放送機構に係る税制支援措置	通信・放送衛星機構の改組・名称変更に伴う措置
3 移動電話事業者に係る事業所税の軽減措置の創設	移動電話事業者の事業に係る事業所税の特例措置（1/2）
4 電線類地中化税制に係る対象設備の追加	先行地中化設備（特別償却12%、固定資産税（取得後5年度分5/6））
5 電気通信格差是正事業に係る固定資産税の軽減措置の創設	取得後5年度分 2/3
6 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に係る税制支援措置	①産業業務施設に係る特別償却(12%)、特別土地保有税非課税 ②産業業務施設に係る買換特例
7 その他 ①電波有効利用促進税制に係る対象設備の追加 ②エネルギー需給構造改革投資促進税制の創設 ③メカトロ税制 ④新第一種電気通信事業者に係る固定資産税の軽減措置 ⑤技術等海外取引に係る税制支援措置 ⑥電線類地中化税制 ⑦民活税制 ⑧多極税制	①電波有効利用の概念拡充及び対象設備の拡充 ②エネルギー環境変化対応投資促進税制を廃止して、エネルギー需給構造改革投資促進税制を創設し、対象設備を拡充 ③2年間の延長及び対象設備の拡充 ④2年間延長（2/3→3/4） ⑤2年間延長（12%→8%） ⑥2年間延長 ⑦2年間延長 ⑧2年間延長

表参照)。

## (2) 4年度無利子融資について

地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（第3セクター）が行う民活法対象事業者等に対して行われる無利子融資（Cタイプ）については、既存対象事業に加え、新たに、一極集中を是正し、地方拠点都市地域の整備を図るための「遠隔通信交流支援事業」、電気通信分野の研究開発を促進するための「研究開発基盤施設整備事業」及び地域におけるCATVの普及を支援する「有線テレビジョン放送番組充実事業」が加えられ

た。また、放送番組の素材となる多様な映像ソフトの収集・保管、編集等を行う「映像ソフト交流促進施設整備事業」が民活法施設整備事業の4号施設（テレコムプラザ）の枠内として認められた（第2-1-5表参照）。

### **(3) 4年度財政投融資について**

4年度の情報通信分野における財政投融資については、既存対象事業に加え、新たに国際標準に準拠した情報通信システムの普及を図る「OSI対応情報処理・通信システム」及び一極集中を是正し、地方拠点都市の地域の整備を図るための「一極集中是正関連（業務機能支援施設、地域活性化施設）」が日本開発銀行等の融資の対象として認められたほか、無利子融資と同様に、「映像ソフト交流促進施設整備事業」が民活法施設整備事業の4号施設（テレコムプラザ）の枠内として融資の対象となった（第2-1-6表参照）。

また、通信・放送衛星機構では、継続事業として、情報通信分野の人材育成を行う「人材研修事業」に対する出資事業のほか、さらに新規事業として、「遠隔通信交流支援事業」、「研究開発基盤施設整備事業」及び「有線テレビジョン放送番組充実事業」に対する出資事業を行うこととなった。

### **(4) 基盤技術研究促進センターの出融資について**

基盤技術研究促進センターは、民間において行われる電気通信及び鉱工業に係る基盤技術に関する試験研究を促進するための機関であり、民間が行う試験研究に必要な資金を供給するための出融資事業を行うほか、国立試験研究機関と民間とが行う共同研究のあっせん、海外の研究者の招へい等の事業を行っている。

3年度において、新たに同センターの出融資対象として採択された案件は、出資関係が3件（3年度出資額1.2億円）、融資関係が29件（3年



第2-1-5表 4年度情報通信分野におけるNTT-Cタイプ無利子融資制度の概要

項 目	対象地域	対象資金	融 資 比 率 等	融資期間(据置期間) 返済方法 適用金利									
テレ レ ビ ジ ョ ン 指 定 地 域 内 事 業	ビデオテックス施設整備事業	直接工事費。ただし、土地取得費、土地造成費及び運営費は除く	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>融資比率</th> </tr> <tr> <td>首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域、名古屋市旧市街地</td> <td>25%以内</td> </tr> <tr> <td>首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による都市整備区域(名古屋市の旧市街地を除く)</td> <td>37.5%以内</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td>50%以内</td> </tr> </table>	区 分		融資比率	首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域、名古屋市旧市街地	25%以内	首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による都市整備区域(名古屋市の旧市街地を除く)	37.5%以内	その他の区域	50%以内	[融資期間] 15年以内 [据置期間] 3年以内 [返済方法] 据置期間後元本均等分割返済 [低利融資の適用金利] 既存融資制度の3/4(ただし、3.5%を下限とする)。
	区 分			融資比率									
	首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域、名古屋市旧市街地			25%以内									
	首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による都市整備区域(名古屋市の旧市街地を除く)			37.5%以内									
	その他の区域			50%以内									
	地域通信システム整備事業(地域総合デジタル通信施設整備事業を含む)												
情報処理型及び放送型有線テレビジョン施設整備事業													
地域共同利用無線ネットワーク施設整備事業													
ハイビジョン施設整備事業													
放送番組普及センター施設整備事業													
ふるさとセンター施設整備事業													
民 法 法 施 設 整 備 事 業	テレコム・リサーチパーク	特に限定はない	[一体的に整備される事業の要件] ①本件施設の整備計画の中に位置付けられていること。 ②機能が本体施設と密接に関連し、空間的一体性を有すること。 ③本件施設の整備費の概ね70%以下(同一建物内は概ね100%以下)の規模であること。 ④本体施設と同一の事業者により整備されること。										
	テレコムプラザ(映像ソフト交流促進施設整備事業を含む)												
	マルチ・メディア・タワー												
	テレポート及びインテリジェントビル(1B)施設整備事業												
特定電気通信基盤施設及び1B整備事業													
ハイビジョン・システム地域整備事業	ハイビジョンシティ指定地域内に限る												
通信・放送共同開発事業	特に限定はない												
電 気 通 信 基 盤 充 実 事 業	高度通信施設整備事業												
	人材研修事業												
遠隔通信交流支援事業	地方拠点都市地域内に限る												
研究開発基盤施設整備事業	特に限定はない												
有線テレビジョン放送番組充実事業	特に限定はない												

(注) 下線部分の項目が4年度に追加されたもの。

第 2 — 1 — 6 表 4 年度情報通信分野における財政投融资制度の概要

日本開発銀行一般枠			対 象 事 業	金利及び融資比率	出 資	備 考
大項目	中項目	小項目				
情報・通信基盤整備	情報処理・通信振興	情報処理・通信振興	1 電気通信基盤整備			
			(1) 第一種電気通信事業用通信システム 併設外国方式自動車システム セル分割方式自動車システム 無線呼出し 県域内 " 県域超	特利(5)、40% 特利(5)、50% 特利(5)、50% 特利(4)、40% 特利(5)、40%		
			(2) 第二種電気通信事業用通信システム 県域内 県域超 県域超・安信付き	基準、40% 特利(4)、40% 特利(5)、40%		
			(3) 放送型CATVシステム 放送型CATV施設 CATV番組供給施設 通信衛星利用 " 其他	特利(4)、40% 特利(5)、40% 特利(4)、40%	○	
			(4) 放送事業の整備(テレビジョン・FM)	特利(3)、40%		
			(5) 多重放送設備の整備(文字、ファクシミリ)	特利(4)、40%		
			(6) コミュニティー放送施設整備事業	特利(3)、40%		
			2 電気通信利用高度化促進			
			(1) 電気通信システム設計	特利(3)、40%	○	
			(2) 衛星通信・衛星放送施設等整備 衛星通信・衛星放送施設 衛星管制施設(民間) 衛星放送受信システム	特利(5)、40% 特利(5)、40% 基準、40%		
			(3) 周波数の有効利用促進	特利(4)、40%		
			(4) 都市受信障害解消の促進 うち電波吸収体 SHF	特利(3)、40% 特利(4)、40%		
			(5) 電気通信安全対策整備促進 ・データ通信バックアップセンター ・電気通信安全管理システム うち集中管理システム、暗号化システム	特利(4)、40% 特利(3)、40% 特利(4)、40%		ハッカー・ウイルス対策設備等
			(6) 電波地下利用普及及基盤施設の整備促進	特利(4)、40%		
			3 放送高度化基盤整備事業			
			(1) ハイビジョン基盤整備 ・ハイビジョンシステム地域整備事業 ・ハイビジョン放送普及促進センター	特利(4)、40% 特利(4)、40%	○	
			(2) 放送番組普及促進センター	特利(4)、40%		
			4 情報処理・通信システム化促進			
			(1) いわゆるVAN及び情報処理型CATV いわゆるVAN 県域内 " 県域超 " 県域超・安信付き 情報処理型CATV	基準、40% 特利(3)、40% 特利(5)、40% 特利(3)、40%		
			(2) ビデオテックス事業関連システム	特利(3)、35%		
			(3) 地域振興情報処理・通信システム(テレビア)	特利(4)、40%		
			(4) 電磁環境整備促進 (電磁環境対策促進を含む)	特利(3)、40%		
			(5) O S I 対応情報処理・通信システム	特利(4)、40%		

			5 通信・放送共同開発事業	—	○	出資のみ
生活・都市 基盤整備	都市開発	都市機能・ 産業基盤 総合整備	6 地域高度情報通信基盤整備			
			(1) テレコム リサーチパーク (2) テレコムプラザ (映像ソフト交流促進施設整備事業を含む) (3) マルチ・メディア タワー (4) テレポート及びインテリジェントビル (5) 特定電気通信基盤施設及びインテリジェントビル	特利(5)、50% 特利(5)、50% 特利(5)、50% 特利(5)、50% 特利(5)、50%	○ ○ ○ ○ ○	
			7 一極集中是正関連 (1) 業務機能支援施設 (2) 地域活性化施設	特利(3)、50% 特利(3)、50%		
産業技術振興	新技術開発		8 産業技術振興(新技術開発)	特利(5)、50%		
日本輸出入銀行(輸入・投資)			9 電気通信分野の国際協調の推進 (1) 通信衛星・通信機器の輸入促進 (2) 国際電気通信事業者の海底ケーブル敷 設工事等海外事業の促進	特利(5)-0.2%、70% 特利(5)-0.3%、60%		

- (注) 1. 対象事業ごとの財政投融资機関  
1～8は、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫。9は、日本輸出入銀行。  
2. の部分が、平成4年度に認められたものである。

度融資額3.5億円)となっている。このうち、電気通信関係の出資案件は、「ヒューマンコミュニケーションメカニズムの研究」(株)エイ・ティ・アール人間情報通信研究所)の1件(3年度出資額0.8億円、第2-1-7表参照)、融資案件は17件(3年度融資額1.5億円、第2-1-8表参照)となっている。

第2-1-7表 基盤技術研究促進センターの3年度新規出資案件  
(電気通信関係)

テーマ名	会社名	概要
ヒューマンコミュニケーションメカニズムの研究	(株)エイ・ティ・アール人間情報通信研究所	人間の優れた情報生成機構に学んだ、電気通信による豊かなヒューマンコミュニケーション実現技術の確立を目的とした、音声言語情報生成機構、視覚情報生成機構及び情報生成統合機構の試験研究

基盤技術研究促進センター資料により作成

第 2 — 1 — 8 表 基盤技術研究促進センターの 3 年度新規融資案件  
(電気通信関係)

テ	マ	名
(通信処理… 3 件)		
○ 広帯域 I S D N 用次世代映像端末要素技術の試験研究		
○ 通信回線高効率利用のための高耐量スイッチシステムの試験研究		
○ デジタルコードレス電話の回路構成技術の試験研究		
(ネットワーク… 2 件)		
○ M H S による高機能マルチメディアメール及び高性能 E D I システムの試験研究		
○ L A N におけるグループウェアシステムの試験研究		
(無線通信… 8 件)		
○ 16 Q A M 方式を利用した大ゾーンマルチチャンネルアクセス陸上移動通信システムの試験研究		
○ 周波数ホッピング (F H) 方式による移動通信端末の回路技術、並びに通信制御方式に関する試験研究		
○ 高性能デジタル復調システムの試験研究		
○ シールドビル用低反射型遮蔽技術の試験研究		
○ S A W マッチドフィルタ技術により耐マルチパス特性を改善した高速無線 L A N システムの試験研究		
○ 移動体通信用高効率デジタル変復調方式の試験研究		
○ 移動体通信における無線機フロントエンド部の高周波化・小形化に関する試験研究		
○ 静止衛星間光通信の要素技術の試験研究		
(画像・伝送… 4 件)		
○ 高精細映像による多地点対話システム技術の試験研究		
○ 光通信用総合評価システムの試験研究		
○ 将来型加入者系光通信技術の試験研究		
○ 都市型共同受信方式における超広帯域 (76—2,400MHz) 信号伝送システムの試験研究		
計17件		

基盤技術研究促進センター資料により作成

また、4 年度のセンター予算においては、産業投資特別会計からの資金等（出資220億円、融資40億円、自己資金25億円）を原資として、220 億円の出資事業、65億円の融資事業を行うこととしている。

### (5) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法による情報流通の円滑化の促進

郵政省では、2年6月に制定された「特定通信・放送開発事業実施円滑化法」に基づき、新たな通信・放送分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通を促進し、我が国における情報化の均衡ある発展を図るため、通信・放送事業分野に属する事業のうち、民間の事業者が優れた知識、アイデアを活かして新たな役務を提供する事業（「通信・放送新規事業」）や地域において行われる電気通信の高度化に資する事業（「地域通信・放送開発事業」）等に対し、通信・放送衛星機構からの出資、債務保証、利子補給等の支援を行っている。

3年2月には、通信・放送新規事業として衛星デジタル音楽放送㈱が行う衛星系による音声多重放送（PCMラジオ放送）の事業を認定した。また、4年3月、同事業として㈱ケイネットが行う文字及び図形によるパソコン通信サービスを提供する第二種電気通信事業を認定した。地域通信・放送開発事業に対する利子補給については、4年3月現在、29件に対して行われている。さらに、3年12月から、通信・放送衛星機構では、通信・放送分野に関するデータベースを構築し、情報提供事業を行っている。

### (6) 電気通信基盤充実事業の推進

郵政省では、3年6月に施行された「電気通信基盤充実臨時措置法」に基づき、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、情報化社会の健全な発展に寄与するため、電気通信基盤充実事業を推進している。

同事業は、施設整備事業及び人材研修事業に分かれ、施設整備事業は、広帯域ISDNとインテリジェントネットワークから成る新世代通信網を構成し、大量の情報の高度伝送や多彩な通信サービスを実現するため



の高度通信施設（光ファイバー、同期デジタル伝送装置、通信網制御装置等）の整備を行う者に対して、特別償却、日本開発銀行等からの低利融資・無利子融資、通信・放送衛星機構からの債務保証等の各種支援措置を行うもので、4年3月現在、9事業者を認定している。また、4年度からは固定資産税の特例措置が認められた。人材研修事業は、地域情報化の担い手となる電気通信、放送分野の人材育成のための中核施設の整備を行う者に対して、無利子融資、通信・放送衛星機構からの出資等の支援を行うもので、4年2月に、「株式会社北海道テレコムセンター」を第1号に認定している。

### 3 宇宙通信政策の展開

#### (1) 宇宙通信技術開発の推進

##### ア 通信放送技術衛星（COMETS）の開発

我が国の社会経済の発展に伴い、宇宙通信に対するニーズは、今後一層増大、かつ高度化、多様化していくものと考えられる。そこで郵政省では、科学技術庁、宇宙開発事業団と協力して、将来の通信・放送分野における新技術等の開発を目的とした通信放送技術衛星（COMETS）の開発に2年度から着手している。

COMETSは、高度移動体衛星通信技術、高度衛星放送技術、衛星間通信技術、大型静止衛星の高性能化技術等の開発及びその実験・実証を行うことを目的とする衛星であり、8年度に打ち上げが予定されている。COMETSに搭載する通信機器のうち高度移動体通信のための中継器及び高度衛星放送のための中継器受信部については、3年度から、郵政省通信総合研究所において開発が開始された。搭載通信機器の開発と並行して、4年度以降は、通信実験のための地球局施設等の地上施設の整備が開始される。



### イ 次世代の通信・放送分野の研究開発衛星の研究

21世紀初頭においては、自動車等に向けて高品質音声放送を行う移動体デジタル音声放送、大容量衛星間通信等の実現が期待されている。

このため、郵政省では、4年度から、移動体デジタル音声放送に必要な高出力中継器、1～2トンクラスの衛星に搭載できる大型展開アンテナ、将来のデータ中継・追跡衛星に必要なミリ波帯及び光衛星間通信機器を搭載した次世代の通信・放送分野の研究開発衛星の研究に着手することとしている。

### ウ 電波を利用した宇宙インフラストラクチャの整備方策に関する調査研究

郵政省では、将来の宇宙活動の発展に備えて、宇宙環境モニタリングシステム、宇宙における情報通信ネットワーク、宇宙航行安全システム等、電波を利用した宇宙インフラストラクチャについて、国際協力の進め方や行政施策等を含めた整備方策の検討を行っているところである。3年度より、宇宙環境モニタリングの在り方に関して調査研究を行っており、スペースデブリ（宇宙空間に存在する使用済みの人工衛星等の不要物体）問題に焦点を当て、スペースデブリ観測の国内外の現状、スペースデブリ観測システムに必要な機能や技術等について検討を行ったところである。4年度は、引き続きスペースデブリ観測のシステムイメージ、国際協力の在り方等について検討を行うとともに、太陽活動による宇宙環境の変化の観測・予報システムの在り方についても検討を行うこととしている。

### エ 測位衛星システムの在り方に関する調査研究

衛星を利用した測位システムは、広範囲にわたって簡便に高精度の位置情報を提供することができることから、今後、自動車のナビゲーション、マリッジジャー等幅広い用途での利用が期待されている。

このため、郵政省では、3年7月より「測位衛星システムの在り方に関する調査研究会」を開催し、衛星を用いた測位システムの安定的・継続的な利用方策について検討を行っている。

### オ 熱帯降雨観測衛星の開発研究

エルニーニョ現象、砂漠化等の地球的規模の環境変化を把握することは、近年、世界的に緊急かつ重要な課題となっている。このためには、地球の水や熱の収支・循環を支配する降雨の状況を正確に知ることが必要であり、特に地球全体の約3分の2を占める熱帯地域における降雨を観測することが不可欠である。

熱帯降雨観測衛星（TRMM）は、人工衛星によるリモートセンシング技術を用いて熱帯地域の降雨強度及びその分布に関わるデータを取得し、これによって地球環境変動のメカニズムの解明や地球環境保全に資するものであり、8年度頃にH-IIロケットにより打ち上げられる予定である。TRMM計画は、日米共同プロジェクトとして進められている。郵政省通信総合研究所では、3年度より、宇宙開発事業団と協力してTRMM搭載用降雨レーダの予備設計及び試作試験に着手している。

### (2) 国際宇宙年（ISY）活動への参加

国際宇宙年（ISY）は、コロンブスのアメリカ大陸発見から500年、宇宙時代の幕開けともいえる国際地球観測年から35年に当たる1992年を記念して米国から提唱されたもので、1989年の国連総会において、1992年を国際宇宙年（ISY）とし、国際関連機関が中心となって、開発途上国のニーズを考慮しつつ宇宙分野の国際協力を促進するための活動を推進することとされた。国連独自の活動のほか、世界の約40の宇宙機関が集まって組織された国際宇宙年宇宙機関会議（SAFISY）による活動とがあり、SAFISYでは①地球科学技術専門家パネル、②教育・普及専門家パネル、③宇宙科学専門家パネルを行っている。

郵政省は、SAFISYの活動として、科学技術庁、宇宙開発事業団、大学、民間機関と協力して、アジア太平洋地域における衛星通信の普及及び宇宙分野の国際協力の促進を図ることを目的として、技術試験衛星V型（ETS-V）による「国際宇宙年記念／汎太平洋衛星通信トライアル（PARTNERS）」の実施等を行うこととしている。

### **(3) 衛星通信利用の促進**

元年3月に民間初の通信衛星が打ち上げられて以来、我が国においても本格的な衛星通信の時代が到来し、現在、100社を超える企業・団体に利用されているが、今後、衛星通信の利用を一層拡大していくためには、衛星通信の新しい利用方法あるいは新しいシステム開発に関する情報交換や調査研究を、衛星事業者はもとより利用者をも含めて総合的に行っていく必要がある。

このような状況を背景として、衛星通信に関する情報交換や調査研究等を通じて、我が国における衛星通信の定着に貢献し、各種普及促進活動を展開することを目的として、3年4月に衛星通信振興協議会が設立された。4年3月現在、会員は電気通信事業者をはじめとした、通信機器メーカー及び利用企業等で、93の企業・団体に構成されており、衛星通信に関する説明会やセミナー等の開催、海外情報の提供等の活動を行っている。

## **4 衛星利用の拡大と新たな行政課題**

通信・放送衛星の実利用が進展するにつれて、一層の利用の促進のための課題、あるいは既存の通信・放送秩序の在り方に関わる新たな課題が浮上してきている。

### **(1) 衛星利用の拡大による国際調整の重要性の増大**

我が国及び周辺国における衛星利用の拡大に伴い、衛星の軌道や必要

な周波数の確保のために、国際調整の重要性が高まっている。

我が国としても、有限な静止衛星軌道位置を全世界の国々が共有するとの立場から、関係国と国際調整を行っていくとともに、静止衛星軌道の有効利用方策について調査研究を行い、国際調整の困難の緩和を図っていくことが重要になっている。

また、世界無線通信主管庁会議（WARC）等の国際会議において、関係国間との緊密な連携を図り、今後、一層の成長が予想される衛星通信業務に対し、周波数分配の確保を図っていく必要がある。

## **(2) 通信衛星を利用した放送サービスの円滑な普及の在り方**

元年6月の放送法等の一部改正により、受託放送事業者及び委託放送事業者から成る新たな放送制度により通信衛星を利用する放送（CS放送）が可能となり、4年4月以降から順次サービスが開始される見込みである。郵政省では、CS放送の発達・普及のための方策について検討を行うことを目的として、3年6月から「通信衛星を利用する放送の普及の在り方に関する調査研究会」を開催し、4年3月、報告書を取りまとめた。

同報告書では、CS放送の発達・普及のための課題として、

- ① 受信機器の価格の低廉化、設置及び操作の簡便化
- ② 新しい放送方式をCS放送に導入する際の考え方
- ③ CS放送のメディア特性にふさわしい放送番組の開発・普及及びこれを支える放送メディア全体の番組制作環境の整備
- ④ 有料放送契約・課金事務の共通化
- ⑤ CS放送の多チャンネル化が実質的に進展した段階におけるCS放送に係るマスメディア集中排除原則の適用緩和の検討

等を挙げている。また、CS放送に対する国民の需要動向と周波数事情を勘案しつつ、今後、放送普及基本計画に定める放送番組の数の目標を



順次増加させることを将来展望として挙げている。

### (3) 放送分野における国際化への対処

3年8月から、香港のハッチビジョン社が、アジアサット衛星を利用してアジア地域を対象とする「スターTV」というテレビ番組の配信サービスを開始した。同サービスは、BBCニュース等の5チャンネルの番組配信を行っているが、我が国でもこのサービスの受信が技術的に可能となっているため、これについての対処方針を迅速かつ的確に策定することが必要である。

本件について香港の関係行政機関及び関係事業者は、

- ① アジアサット衛星は、固定衛星業務用（通信）として運用が行われている、
- ② 「スターTV」は、アジアサット衛星を利用した、地上波放送局及びCATV局向けのいわゆる「番組供給サービス」であり、公衆によって直接受信されることを目的とした放送サービスではない、
- ③ 現在の「スターTV」のサービスエリアに日本は含まれない。日本で受信されるとしても、それはスピル・オーバーされた電波の受信にすぎない

などの見解を表明している。

郵政省では、今後とも香港の主務官庁等と必要な情報・意見交換を継続的に実施し、「スターTV」に対して的確に対処していくとともに、4年度に実施する「放送分野における国際化に関する調査研究」においても、いわゆる「国境を越えるテレビ放送」を重要な課題として検討し、その結果をも参考にして、我が国の対処方針を策定することとしている。

### (4) 通信と放送の境界領域的サービスについて

通信衛星の送受信技術の進展により、地球局設備の小型化と、衛星を介した多種多様なサービスの提供が技術的に可能となった。元年に民間

通信衛星の運用が開始されて以来、衛星通信の特長であるところの同報性、広域性等を利用した様々なサービスや中継器の利用及びその技術の発展が進んでいる。当該通信衛星を利用したサービスの中には、衛星を利用した同報通信等の、いわゆる通信と放送の境界領域的サービスが出現している。

郵政省では、通信衛星を利用した放送を可能にするため、元年6月、放送法等の改正を行い、委託放送事業者及び受託放送事業者の制度を導入したが、引き続き、このような通信と放送の境界領域的サービスに対しては、サービスの発展及び受信者の利益の保護・増進の観点から、検討を行っていく必要が高まっている。



## 第2節 電気通信の健全な発展

### 1 電気通信事業政策の着実な推進

#### (1) NTTの在り方に関する政府措置の推進

##### ア 経緯

第2次臨時行政調査会は、第3次答申（昭和57年7月30日）の中で、電電公社について、中央会社と複数の地方会社に再編成することを提言したが、昭和60年4月の電気通信制度の改革に際しては、電電公社は1社体制のまま民営化することとされ、日本電信電話株式会社法附則第2条に見直し規定を設け、NTTの在り方については5年以内に再検討することとされた。

この規定を受け、昭和63年3月、郵政大臣は、NTTの在り方について電気通信審議会に諮問を行い、2年間にわたる審議を経て、2年3月2日、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策の在り方」について答申を受けた。

政府は、NTTの在り方について検討を加えた結果、公正有効競争条件の整備、NTTの経営の向上等を図るという電気通信審議会の答申の精神を生かし、同年3月30日、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」（いわゆる「政府措置」）を決定した。

政府措置は、公正有効競争を促進するため、NTTについて長距離通信事業部、地域別事業部制の導入・徹底、移動体通信業務の分離、デジタル化の推進等の措置を講ずること、NTTの経営の向上等のため合理化の推進等の措置を講ずること、これらの措置の結果を踏まえ、NTTの在り方について7年度に検討を行い、結論を得ること等を内容としている。

## イ 推進状況

郵政省は、3年4月、2年度の推進状況について「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置（平成2年度）」を取りまとめ、広く国民・利用者への周知に努めるとともに、3年度においては以下のとおり、各措置の具体的推進を図ってきた。

### （ア）事業部制の導入・徹底等

2年9月の「長距離通信事業部、地域別事業部制の導入・徹底、収支状況の開示に関する基本的考え方」に基づき、3年4月に「業務の区分」等が、4年2月に「資産・負債等の区分及び収支分計の基準等」が、それぞれ発表された。

事業部制の導入・徹底等の概要は次のとおりである。

- ① 新たに概ね県間通信を扱う長距離通信事業本部、概ね県内通信を扱う地域別（11）の地域通信事業本部等を設置する。
- ② 移動体通信、パケット交換、ファクシミリ通信網及び電報等長距離系新事業者が行っていない業務については、独立の事業部とする。
- ③ 長距離通信事業部と地域通信事業部に区分される業務は、電話、専用及びISDNとする。
- ④ 長距離通信事業部と地域通信事業部との間の資産の区分点は中継局（ZC）とし、県間通信用設備は長距離通信事業部に、県内通信用設備は地域通信事業部に帰属させる。
- ⑤ 費用については、当該業務を実施する（又は資産が帰属する）事業部に帰属させ、複数事業部に関連する費用は社内取引により精算する。
- ⑥ 地域通信事業部との接続条件、取引条件等は長距離通信事業部と長距離系新事業者との間で原則として同一とする。
- ⑦ 収益については、長距離系新事業者の収入構造等を考慮し、分収する。

- ⑧ 事業部制の導入・徹底等は4年4月1日から実施する。
- ⑨ 各事業部及び全体としての財産目録及び損益計算書を、4年度決算から開示する。

### (イ) 移動体通信業務の分離

3年2月、「移動体通信業務の分離の基本的枠組み」が発表された。

「移動体通信業務の分離の基本的枠組み」の概要は、次のとおりである。

- ① 新会社は、純粹民間会社として設立する。
- ② 中核となる会社（中央会社）とその子会社による地域別運営とする。
- ③ 新会社の業務範囲は、自動車電話、無線呼出し、船舶電話等とする。
- ④ 4年6月のNTT株主総会の決議を経て速やかに分離し、その後、さらに1年程度を目途に中央会社・地域会社へ移行する。
- ⑤ 受託会社は、新会社と地域ごとに一体化を図る。
- ⑥ 中央会社は、会社設立の5年後上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させる。
- ⑦ 中央会社の上場時に株主還元策を実施する。

NTTは、移動体通信業務の分離を円滑に行うための諸準備の一環として、3年8月、中央会社の分離のための企画会社を、同年11月地域会社の分離のための企画会社を設立した。

### (ウ) その他の政府措置の推進状況

オープン・ネットワークの確保について、3年7月、NTTと第二種電気通信事業者との間で「オープン・ネットワーク協議会」を設立し、第二種電気通信事業者の要望を反映したNTTのネットワークの構築、第二種電気通信事業者へのNTTの網機能・網情報の円滑な提供等について協議を開始した。4年3月、協議会での協議の結果を踏えて、NTTが第二種電気通信事業者に対する網機能・網情報提供計画を策定し、

郵政省に報告した。

番号計画の在り方について、優先接続制度、タイムT<sup>(注)</sup>に向けた番号計画、移動体通信系の番号計画、サービス番号の在り方等について検討を進めてきた「21世紀に向けた電気通信の番号に関する研究会」の報告書が、3年5月取りまとめられた。そのなかで、政府措置及びそれに至る検討において指摘された番号計画上の問題点については、公正有効競争条件を整備する観点からの検討を一通り終了した。

情報流用の防止、衛星通信業務、単位料金区域の在り方、研究開発の推進、電気通信の安全・信頼性の向上等その他の政府措置についても、所要の措置が講じられている（第2—2—1表参照）。

## (2) NTT及びKDDの外資規制の見直し

従来、NTT及びKDDの株式は、両社が我が国の基幹的電気通信事業者として必要な電気通信網を構築しているとともに、これらの網が国の神経系統として我が国の安全の確保に特に深くかわるものであることから、外国人が一切所有できない制度となっていた。

しかし、電気通信制度改革後7年の間に、我が国の国際化は急速な進展を見せており、NTTにおいても、海外からの資金調達が活発になり、資材調達も増大しているほか、こうした外債発行、調達の拠点として機能している海外事務所の現地子会社化及び新規設置も積極的に進められている。また、KDDにおいても、ユーザー企業の海外進出に対応して現地子会社の設立や海外事務所の現地子会社化といった経営の国際化を進めている。海外においても電気通信事業の民営化・競争導入政策が採用され、電気通信分野における国際的な資本交流が進展してきている。

---

(注) 全世界的に電話番号などの電気通信の番号を現在の12けたから最大15けたに拡大、変更が可能となる時点（1996.12.31 23:59世界協定時間、日本時間：9年1月1日午前8時59分）。C C I T Tは各国に向けてこの時点を目途に必要な対応を行うよう勧告している。



第2-2-1表 NTTの在り方に関する政府措置の推進状況の概要

政府措置の項目	推 進 状 況
事業部制の徹底等	○2年9月 事業部制の導入・徹底等の基本的考え方を決定 ○3月4日 業務の区分等を決定 ○4年2月 資産・負債等の区分及び収支分計の基準を決定
接続の円滑化	○四半期毎の報告でID化推進中 ○3年3月 NTTが、POI設置に伴う空管路情報等の提供、ID化計画の開示等の措置を発表
ネットワークのオープン性の確保	○3年7月 NTTと第二種電気通信事業者との間で「オープン・ネットワーク協議会」を設立
内部相互補助の防止	○2年3月 電気通信事業会計規則を改正（電話役務損益明細表の作成を義務付け） ○3年3月 電気通信事業会計規則を改正（デジタルデータ伝送役務等の細目別の収支作成を義務付け）（平成4年度分から公表）
情報流用の防止	○3年3月 NTTが社内体制の整備、情報利用の適正化に関する社内規定の整備等の措置を発表
情報の積極の開示	○2年5月 電気通信事業報告規則を改正（単位料金区域MA間のトラヒック情報を開示） ○3年3月 NTTが、技術情報の開示範囲の明確化等の措置を発表
研究開発成果の普及	○3年3月 NTTが、研究開発成果の普及手続の明確化等の措置を発表
移動体通信業務	○3年2月 NTTが、分離の基本的枠組みを発表 ○3年8月 ○3年11月 ] NTTが分離のための企画会社を設立
端末機器販売業務	○2年7月 NTTが、地域端末機器部門を一般電気通信業務部門から組織的に峻別するため組織改正を実施
衛星通信業務	○4年2月 NTTが衛星通信サービスについて収支を分計
デジタル化の前倒し	○2年12月 NTTが、「中長期デジタル化計画」の前倒し実施を発表
番号計画の在り方	○3年5月 「21世紀に向けた電気通信の番号に関する研究会」が報告書を提出（優先接続制度等を検討）
単位料金区域の設定の在り方	○3年5月 「近距離通話の在り方に関する調査研究会」を開催
電気通信事業者用割引料金の導入	○2年12月 国際第一種電気通信事業者に対し、コストベースの割引料率を設定することにより、業務委託費を軽減
合理化の推進	○NTTにおいて合理化案を検討中
保守部門	○NTTにおいて保守拠点の統廃合等を実施中（保守拠点：470か所（元年度末）⇒370か所（2年度末））
株主への利益還元	○元年度決算において2%記念増配
規制の在り方	○2年6月 フリーダイヤルに大口割引制度導入 ○3年3月 夜間・深夜割引を一層拡充 ○3年3月 電気通信事業法施行規則改正（変更許可の一部を許可から届出に変更）

公正有効競争の促進

NTTの経営の向上等

研究開発の推進	○3年6月 電技審が「21世紀を展望した情報通信技術開発に関する基本方策」について答申（長期的・総合的研究開発指針の策定等）
電気通信の安全・信頼性の向上	○3年5月 宇宙通信政策懇談会が、通信衛星事故への対応等衛星通信の信頼性向上策等の報告書取りまとめ ○3年7月 専用線の伝送品質に関する告示改正 ○4年1月 「電気通信システムの安全・信頼性に関する研究会」を開催

このような状況にかんがみ、郵政省は3年9月、電気通信審議会から「NTT及びKDDの外資規制の在り方」（3年1月諮問）に対する答申を得た。同答申の内容は、次のとおりである。

- ① NTT及KDDの株式への外資比率を0%から20%未満に緩和することが適当。
- ② 経営の自主性を確保するためには、両社の役員について外国人の就任を禁止することが妥当。

郵政省は、本答申内容を踏まえ、NTT及びKDDの外資規制の在り方について所要の措置を講ずる予定としているところである。

### （3）NTTと長距離系新事業者の接続条件等の改善

NTTと長距離系新事業者との公正有効競争を促進し、利用者の利便向上に資する観点から、郵政省は、3年8月、今後以下の方針によることとした旨、NTT及び長距離系新事業者3社に対して通知した。

- ① 長距離系新事業者のNTT地域通信網へのPOIの数を原則として1県に1個とする。
- ② 6年4月頃を目途に新たな事業者間接続料金制度を導入する。
- ③ 長距離系新事業者が自社の経営判断により足回り部分の料金を自由に設定できるエンドエンド料金制度の導入を図る。
- ④ 利用者が新事業者に加入した場合の、NTTのID送出ソフトの個別改造費用のうち、利用者の費用負担を不要とする。



- ⑤ オープンネットワークの推進、優先接続指定制度の導入その他の公正有効競争促進のための施策についても、引き続き関係者間で必要な検討を進める。

#### (4) 近距離通話の在り方の検討

現行の電話料金の体系は、昭和37年に旧日本電信電話公社によって設定された単位料金区域（MA）を中核に組み立てられているが、その単位料金区域は設定以来見直しが行われておらず、その後の通勤圏等の社会経済交流圏の急速な変化及び通話圏の実態等を踏まえた見直しが急務となっている。

このため、現今の近距離通話の抱える諸問題の改善方策について検討するため、郵政省は3年5月より調査研究会を開催し、以下の項目について、多角的視点から将来のあるべき姿を探ることとしている。

- ① 単位料金区域の在り方
- ② 基本料の在り方
- ③ 通話料の距離段階別格差の是正
- ④ その他（施設設置負担金の在り方、料金多様化等）

#### (5) 電気通信システムの安全・信頼性の向上

##### ア ネットワークの品質確保のための対応

第一種電気通信事業者は、主要な専用設備の伝送品質に関し、郵政大臣の確認を受けて基準値を定め、その値を維持するように努めなければならないこととなっており、その基準を定める範囲については、告示<sup>(注)</sup>に定められている。

しかし、近年の急激な電気通信利用の高度化により、デジタル専用回線の利用の中心は低速から高速へと移行しており、告示で定められている範囲が専用線利用の実態に合わなくなってきたため、郵政省は、専用

(注) 「事業用電気通信設備の細目を定める告示」(昭和60年郵政省告示第228号)

線利用の実態に即し、伝送品質の基準を定めるべき専用設備の範囲を次のとおり変更することとし、そのための告示改正を3年7月に行った。

(旧) 200b/s、1200b/s又は2400b/sの伝送速度による符号伝送を行う専用設備

(新) 2400b/sから6Mb/sの伝送速度による符号伝送を行う専用設備（電気通信回線設備と端末設備等との接続の点におけるインターフェースが国際標準に準拠しないものを除く。）

郵政省は、これに基づき定められる品質基準が維持されていることを確認するための、測定装置の配備等の体制整備を4年度から実施していくこととしている。

### イ 電気通信システムの安全・信頼性確保への取り組み

昭和60年の電気通信制度の改革を契機として、多数の電気通信事業者が誕生し多彩なサービスが提供されている。これに伴い、通信形態は単独の電気通信事業者の閉じたネットワークから、複数の電気通信事業者が相互接続を行う開かれたネットワークへと伸展してきている。

このようなネットワーク相互接続の拡大により、電気通信サービスの多様化、料金の低廉化等、その利便性が向上している反面、①災害・故障時におけるふくそうやサービスの中断の影響がネットワークを通じて広範囲に及ぶ、②ハッカー等のネットワーク犯罪が社会・経済活動に与える影響が飛躍的に増大する等の新たな問題点が生ずる恐れがある。

このため、郵政省は4年1月、「電気通信システムの安全・信頼性に関する研究会」を開催し、ネットワーク相互接続の進展及びネットワークの高度化に対応した安全・信頼性確保のための課題、今後の対策の在り方について検討を開始した。

## 2 電波利用の促進

### (1) 電波利用料の導入

高度情報社会の進展に伴い電波利用もあらゆる分野に及び、その利用も増大かつ多様化の一途をたどっている。このため、今後の円滑な電波利用を確保するには、

- ・ 不法無線局急増への対応等電波利用環境の維持
- ・ 電波利用の拡大に伴う行政事務量増大への対応

等の課題に対して、早急かつ的確な対処が必要となっている。

以上の状況にかんがみ、これらの課題を解決するために必要となる行政経費を賄うため、郵政省は、5年度からの受益者負担の原則による電波利用料の導入に向け、所要の準備を進めているところである。

電波利用料は、以下の電波行政経費に充てるための財源とされる。

- ① 電波監視施設等の整備
- ② コンピュータを活用した総合的電波監理システムの整備

4年度においては、電波利用料制度の導入準備として、次の施策を実施することとしている。

- ① 周知・広報のためのポスター、パンフレットの作成・配布
- ② 電波利用料制度に関する説明会の実施
- ③ 電波利用料管理システムの設計・導入

### (2) 道路交通情報通信システム（VICS）

これまで各機関により個別に開発が行われてきた電波を利用する道路交通情報メディアの整合性を図り、自動車のドライバーに道路交通情報や位置情報等を通信メディア、放送メディア、測位メディア等を利用して、車載のディスプレイへの表示や音声等によって提供し、自動車の情報化を目指す「道路交通情報通信システム（VICS）」の実現のために、郵政省は、警察庁及び建設省とともに調整・協力を行っている。

3年10月には、民間企業約200社等により、「VICS推進協議会」が

設立された。同推進協議会では、VIC Sの実用化に関する調査、研究及び開発、事業化に関する調査・諸準備、利用にかかわる普及活動等を行っており、事業性、安全性等の基本事項を確認の上、4年度中にも実用化が図れるよう検討を進めている。

### (3) 電波の有効利用の促進

#### ア 電波有効利用支援事業の推進

近年の電波利用の急速な拡大に伴い周波数のひっ迫が深刻化しつつあり、周波数の移行を円滑に進めるなど、なお一層の電波の有効利用を図ることが必要になっている。

このため、周波数の変更の際必要となる技術的条件等に関する情報その他の電波の有効かつ適正な利用に関する情報を無線局免許人に十分に提供する「電波有効利用支援事業」を推進することとし、4年度予算において、必要な経費として7,000万円が計上された。

郵政省は、指定法人「電波有効利用促進センター」の業務に「電波有効利用支援事業」を追加し、4年度において、同センターが当該事業を行う上で中心的な機能を果たすデータベースの構築等に要する費用の一部を補助する等の支援を行う予定としている。

#### イ 「インテリジェント電波利用に関する調査研究会」の開催

郵政省では、急増する電波利用に対応するため、電波の高密度利用を可能とするインテリジェントな電波利用技術について、必要な技術、技術開発課題、制度上の実現方策を明らかにすることを目的とし、3年10月、「インテリジェント電波利用に関する調査研究会」を開催した。

本研究会では、電波の伝搬状態や利用状況等に応じて、使用周波数、空中線電力等を適宜時間的に変化させるなど、無線局が自ら電波の利用環境に応じて最大限の周波数の有効利用を図る、高度な電波利用（インテリジェント電波利用）技術を検討することとしている。



#### (4) 移動通信における周波数の利用効率の向上

##### ア 簡易型携帯電話システムの技術的条件の検討

近年、携帯型の自動車電話及びコードレス電話は飛躍的な勢いで伸展してきているところであるが、現在の方式では、限られた周波数の利用効率の面で将来的な需要の増大に対応することが困難になる恐れがあり、また、通話の盗聴対策等、システムの信頼性の向上についても課題を有している。

このような状況を勘案し、周波数の利用効率を上げるとともに、サービスの多様化を図るため、2年5月以来、電気通信技術審議会において、①個人が携帯できる小型端末を使用し、②同一の端末装置により、事務所、家庭、屋外等で共通使用を可能とし、③通信のデジタル化を図った簡易型携帯電話（パーソナル・ハンディーホン）システムを早期に実現するための技術的条件について検討が行われてきた。

3年5月には、同審議会において簡易型携帯電話システムの無線設備について、必要な機能、望ましい周波数帯等の技術的条件に関する中間とりまとめが行われた。現在、この中間とりまとめに基づき、伝播特性、通話品質及び干渉回避機能等の実証実験が1年間程度を目途に行われている。

##### イ デジタル方式MCA陸上移動通信システムの技術的条件の検討

近年の社会・経済活動の多様化、広域化、自動車の役割の増大等に伴い、陸上移動通信は飛躍的な発展を遂げ、自動車電話等の電気通信事業用陸上移動通信システムとともに自営用陸上移動通信に対する需要が急速に増加している。

デジタル化は良質で豊富な機能の提供はもとより、周波数利用効率、通信の秘匿性確保等にも有効であることから、MCA陸上移動通信システムの本格的な普及に備え、デジタル方式によるMCA陸上移動通信シ

システムの早期導入を図るため、伝送方式等システムの各種条件等について検討を行なう必要がある。

以上のことから、デジタル方式MCA陸上移動通信システムの伝送方式、送信設備及び受信設備等の技術的条件等について電気通信技術審議会において検討が行われており、4年6月に答申の予定となっている。

#### ウ 「マイクロセル移動通信システムに関する調査研究会」の開催

郵政省では、移動通信のパーソナル化に対応して、周波数の利用効率を一層高めた将来的なマイクロセル<sup>(註)</sup>タイプの移動通信システムの在り方及びシステム概念について、技術的な見地から研究を行うため、3年4月から「マイクロセル移動通信システムに関する調査研究会」を開催し、検討を行っているところである。

本研究会における検討項目は、以下のとおりである。

- ① パーソナルコミュニケーションの今後の在り方
- ② システムの概念整理
- ③ システムの技術的条件

#### (5) 電波利用における安全・信頼性の向上

##### ア 電波の不正利用防止の推進

近年、移動通信用無線局の増加は著しく、安価で入手可能なものも多いうえ、無資格で操作できるものや、新設・定期検査の省略等簡易な免許手続により利用可能なものも増えていることなどから、ここ数年間飛躍的に普及している。

しかしながら、その一方で、機器の内部回路を改造した不法無線機器の使用など、各種の不法無線局による電波の不正利用が発生し、電波の利用環境を保護するに当たり大きな障害となっている。

---

(注) 周波数の有効利用のために、移動通信の基地局がカバーするゾーンの半径を100m程度に小さくしたもの。

このため、郵政省では、電波の不正利用の未然防止のための措置の円滑な実施・推進を確保するため、4年度に「電波の不正利用防止推進のための調査」を以下の内容で実施することとしている。

- ① 不法無線機器の販売等実態調査
- ② 国内及び外国におけるデジタル制御無線設備の不正利用の実態調査

#### イ 不要電波問題

近年、高度情報社会を迎えて無線通信機器と電子機器が同一環境で使用される機会が増大し、これらの機器から発射される電波により無線通信機器や電子機器が誤動作する不要電波障害が増大している。

このため、郵政省は、不要電波障害の増大に対応し、電波による各種機器の誤動作対策の基礎となる、電磁環境を統計的に把握することを目的として、3年10月から「電磁環境の統計的把握に関する調査研究会」を開催し、以下の項目について検討を進めている。

- ① 不要電波障害の現状及び問題点の把握
- ② 電磁環境の統計的把握手法の検討及び把握
- ③ 妨害排除能力の国際動向把握





音声放送については、2年9月、18番組の導入を決定し、3年2月に4社12番組、同年12月に2社6番組について認定を行った（第2-3-1表参照）。

また、テレビジョン放送については、3年7月、6番組の導入を決定し、4年2月に6社6番組を認定した（第2-3-2表参照）。

第2-3-1表 超短波放送に係る委託放送業務の認定状況

委託の相手方	日本通信衛星株式会社				宇宙通信株式会社	
認定事業者	㈱ビーシーエム・ジパングコミュニケーションズ	ニッポンミュージックコンプレックス㈱	㈱ミュージックバード	㈱サテライトミュージック	㈱ビーシーエムジャパン	ビーシーエムセントラル㈱
認定年月日	平成3年2月19日	平成3年2月19日	平成3年2月19日	平成3年2月19日	平成3年12月25日	平成3年12月25日
番組数	3	3	3	3	3	3
業務開始予定	平成4年6月以降	平成4年8月以降	平成4年6月以降	平成4年6月以降	平成4年6月以降	平成4年6月以降

第2-3-2表 テレビジョン放送に係る委託放送業務の認定状況

委託の相手方	日本通信衛星株式会社		
認定事業者	㈱スペースシャワー	㈱ジャパンスポーツチャンネル	衛星映画演劇放送㈱
認定年月日	平成4年2月4日	平成4年2月4日	平成4年2月4日
主な放送内容	ロック系の音楽（国内及び海外）	スポーツ（国内及び海外）	映画（邦画主体）、演劇
業務開始予定	平成4年5月	平成4年5月	平成4年秋

委託の相手方	宇宙通信株式会社		
認定事業者	㈱日本ケーブルテレビジョン	㈱スターチャンネル	ミュージック・テレビジョン㈱
認定年月日	平成4年2月4日	平成4年2月4日	平成4年2月4日
主な放送内容	CNNを中心とする国際ニュース	映画（洋画主体）等	ロック、ポップス系音楽（国内及び海外）、音楽情報
業務開始予定	平成4年4月下旬	平成4年下旬	平成4年7月

通信衛星を利用する放送は4年4月から順次サービスが開始されている。

### (3) ハイビジョンの普及促進

ハイビジョンは放送分野だけではなく、映画、印刷等の広範な分野への応用が可能であり、21世紀に向けての高度情報社会において中核的な地位を占める映像メディアとして大きな期待が寄せられている。郵政省では、ハイビジョンの普及促進に向けての施策として、ハイビジョン放送の実施やハイビジョン・シティ構想の推進を行っている。

#### ア ハイビジョン試験放送の開始

世界で初めてのハイビジョン試験放送が3年11月25日に開始された。

また、国民がハイビジョン試験放送を視聴できる機会を確保するため、駅・空港等多くの人が集まる公共の場所等にハイビジョン受像機が設置されている。

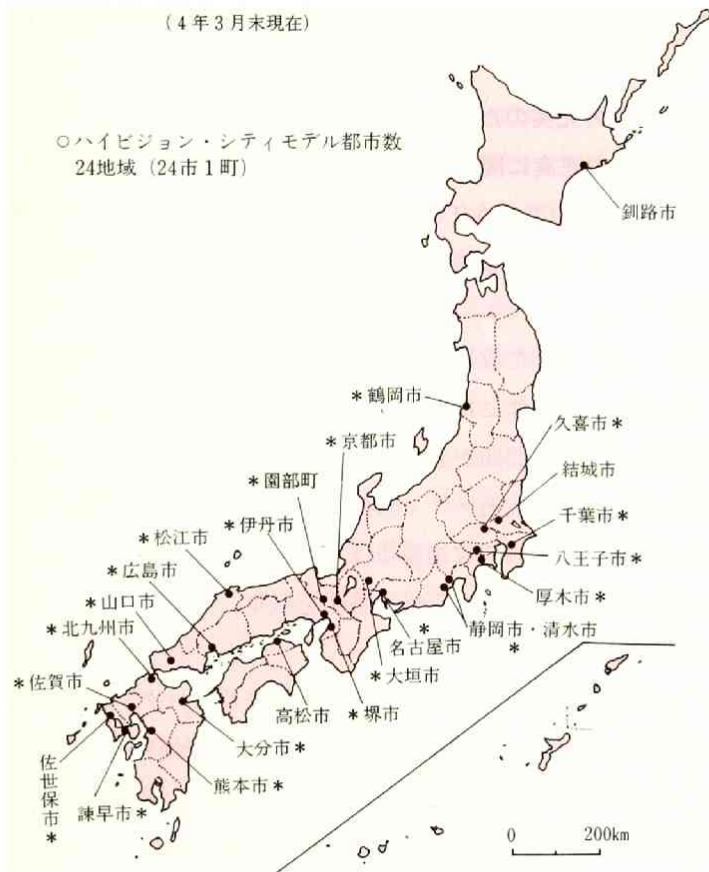
#### イ ハイビジョン・シティモデル都市の指定

ハイビジョンを都市の生活空間に導入し、活気と潤いにあふれた先進都市を構築することにより、地域の活性化と魅力ある都市づくりを目指すハイビジョン・シティ構想については、3年度新たにハイビジョン・シティモデル都市に京都府園部町を追加指定し、これで指定地域は24地域（24市、1町）となった。このうち19地域でハイビジョンシステムが運用中である。郵政省としては、財政投融資、税制等の各種の支援措置により、関係団体の協力も得ながらシステム構築を全面的に支援し、ハイビジョン・シティ構想の推進に取り組んでいる（第2-3-3図参照）。

### (4) 中波ステレオ放送の開始

我が国におけるラジオ受信機の保有台数は約1億6,000万台（一人当たり1.3台）と言われ、ラジオ放送は、最も国民に親しまれている放送メディアの一つであるが、近來の国民の放送に対する高品質化のニーズの

第2-3-3図 ハイビジョン・シティモデル都市の指定状況



(注) \*印は、ハイビジョン・シティモデル都市で既にハイビジョンを導入・運用している都市 (19都市) を表示している。

高まりの中で、中波放送についてもステレオ化することにより、スポーツ中継に臨場感を持たせたり、音楽放送に立体感を持たせるなど、より高品質な音声放送を求める要望が高まっている。

このため、郵政省は必要な技術基準について検討を行っていたが、4

年1月、中波ステレオ放送実施のための関係省令を公布・施行した。中波ステレオ放送によるサービスは、4年3月から開始している。

## 2 放送ソフトの充実のための環境整備

### (1) 「放送ソフトの充実に関する調査研究会」の開催

今日、衛星放送、都市型CATV、ハイビジョン等の放送ニューメディアが実用化され、我が国の放送は多メディア・多チャンネルの新たな発展段階を迎えている。

一方、既に一部において放送ソフトの不足による外国映画の放映権料の高騰、放送ソフトの制作に携わる人材の確保難、スタジオ等の放送ソフト制作施設不足などの問題が発生しており、このまま放置すれば放送ソフトの不足から、各種放送メディアの健全な発達、普及が阻害される恐れがある。また、放送後の放送番組は大部分が消去、散逸しているのが現状であり、国民的財産である放送番組を収集、保管し、広く公開する施設の整備が望まれている。

このため、郵政省では元年度から「放送番組普及センター施設整備事業」、4年度からは新たに「映像ソフト交流促進施設整備事業」を推進するとともに、3年7月から「放送ソフトの充実に関する調査研究会」を開催し、放送ソフト充実のための施策に本格的に取り組むこととした。

「放送ソフトの充実に関する調査研究会」では、放送ソフトの制作分野及び流通分野が直面している課題を解決するための具体的方策について多角的に調査研究し、21世紀に向けた放送ソフト充実のための総合的な政策の企画、立案、実施に資することを目的としている。

### (2) 放送ライブラリーの開設

郵政省では、3年2月(助)放送番組センターを放送法に基づく「放送番組センター」として指定した。同センターでは、これを受けて、10月よ



り横浜市のみなとみらい21横浜館に、59名が視聴可能なビデオブース及び230名収容可能な映像ホールを備えた放送ライブラリーを開設して、保存番組の一般公開を開始した。

なお、放送番組普及センター施設整備事業については、元年度から財政投融資による支援策が講じられているほか、指定法人放送番組センターに対する寄附金の損金算入が認められている。

### (3) 映像ソフト交流促進施設整備事業の推進

郵政省では、多様な放送番組の効率的な制作と、地域文化の保存・継承・交流・発展に寄与するとともに、地域の情報化等を推進することを目的として、4年度より新たに「映像ソフト交流促進施設整備事業」を推進することとしている。同事業では、放送番組の素材となりうる各種映像ソフトを組織的・体系的に収集・保管するとともに、それらを情報検索システム及び視聴覚設備等を通じて広く放送番組制作等に利用するための施設（映像ソフト交流促進施設）を整備するものであり、当該施設は民活法の「特定施設」（テレコムプラザ）として同法に基づく無利子融資、財政投融資及び税制の特例措置が適用される。

### (4) 放送番組国際交流センターの設立

放送番組の海外への提供に対する支援、国際番組ライブラリーの構築、運営並びに内外の放送関係者の人的交流の促進等を行う機関として、3年4月、(財)放送番組国際交流センターが設立された。

3年度は、教育番組や対日理解促進のための番組を海外へ提供するため、英語への吹き替えを約120本行うとともに、マレーシア、中国及び中南米で放送番組に関する需要調査等を行った。

なお、4年度予算においても補助金約1億円が計上された。

### (5) 有線テレビジョン放送の放送番組の充実施策の推進

郵政省では、「CATV番組供給施設」に対する財政投融資等、従来か

ら有線テレビジョン放送の放送番組の充実のための環境整備を推進してきたところであるが、4年度からは、新たに有線テレビジョン放送番組充実事業を推進することとしている。

### 3 より良い放送環境の確保に向けて

国は、電気通信格差是正事業による日常生活に不可欠な地上系民間テレビジョン放送の難視聴や民間中波ラジオ放送の受信障害を解消するための中継施設の整備及び地上系民間テレビジョン放送の電波が届かない沖縄県先島地区における難視聴を解消するための海底ケーブル、中継施設等を整備するための施策を推進している。

また、都市及びその周辺地区における都市受信障害については、原因者負担の原則によりその原因となっている建築物の建築主等による障害の解消を指導しており、2年度において、都市受信対策用のSHFテレビジョン放送局についてはその原因となっている建築物の建築主等放送事業者以外の者も免許人として放送局を開設できるよう法改正を行ったほか、地方自治体に対しても、この原則に沿った都市受信障害解消のための条例・指導要綱等の制定を働きかけ、3年10月末現在、全国で11都道府県363市町村で制定されている。さらに郵政省では、都市受信障害解消の促進を図るため、昭和63年度から共同受信施設、傾斜壁面、SHFテレビジョン放送施設及び電波吸収体により都市受信障害を解消しようとする者に対して、財政投融資による支援を行っている。

しかし、都市受信障害は、都市及びその周辺地区においてますます広域化するとともに原因者の特定が複雑な複合受信障害の発生も多くなってきており、放送の受信環境は、さらに悪化することが懸念される。このため、障害発生の事前予測とその防止や障害発生後の迅速な解消方策の推進を図り、都市受信環境の整備を行う必要がある。

#### 4 多メディア・多チャンネル時代の放送行政の推進

放送行政を取り巻く環境は、放送技術の進歩と国民の情報メディアへのニーズの高度化・多様化に伴い、放送衛星による放送の本格化、通信衛星を利用する放送の多チャンネル化を始め、ハイビジョン試験放送の充実、コミュニティ放送の実用化、多チャンネルCATVの普及など、多メディア・多チャンネル化が急速に進展している。

このような急激な情勢変化に的確・迅速に対応していくため、郵政省は、前述のような放送ソフトの振興、放送の国際化への対応など、無線・有線、地上・衛星という各種別の放送系を横断的にとらえた総合的な放送政策を強力に展開するとともに、各種別の放送系・公共放送・民間放送のそれぞれに対しても、その特徴に応じ一貫した行政を行うこととし、放送行政体制の充実・強化に努めている。

## 第 4 節 情報通信に関する国際政策の充実

### 1 国際的な調整と協調への積極的な対応

国際機関活動等に対する我が国の対応については、自由化先進国として年々その重要性が高まってきているが、1991年度においても以下のような国際会議等の場において、国際調整と協調にかかわる役割を積極的に担っているところである。

#### (1) GATT及びOECDの動向

関税と貿易に関する一般協定（GATT）のウルグアイ・ラウンドにおいては、世界貿易におけるサービス部門の比重の高まりを受け、サービス貿易交渉（GNS）が新たに開始されており、サービス貿易の一般的ルールとしての枠組協定と、各サービスごとの特殊性を反映した分野別付属書の作成作業が行われている。

通信分野については、電気通信の世界貿易に占める重要性及びサービス分野において横断的に用いられるインフラストラクチュアとしての性格から、電気通信の利用についての特則を定める電気通信付属書案の作成が行われているところであり、現在の案においては、公衆電気通信伝送網及びサービスの利用等を確保するための規定が盛り込まれ、検討されている。

これは、21世紀に向けての電気通信の重要性について、各国が共通の認識をもっていることを示すものであり、今後の交渉結果が注目されるところである。

一方、経済協力開発機構（OECD）においては、情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP）を中心に、通信分野を取り扱っている。現在、ICCPでは、国際計算料金、情報システムのセキュリティ、個



人データ保護の各分野でのガイドラインの作成作業等を進めている。また、通信分野における独立国家共同体（CIS）や東欧諸国への支援の問題も取り上げられているところである。

## (2) ITUの動向

### ア ITUの組織改正の動向

国際電気通信連合（ITU）では、電気通信を取り巻く環境の急速な変化に適切に対処するため、1989年以降、組織等の見直しを検討している。1991年5月に開催された第46回管理理事会では、その検討結果が報告・審議され、1992年4月までにITU憲章及び条約の起草案（おおむね以下の方向となる予定である。）が取りまとめられた上、1992年に追加開催される全権委員会議に提出されることとなっており、国際電気通信の健全な発展のために不可欠な改正として注目される。

- ① ITU活動を標準化、無線通信、開発（技術協力）の3部門に整理・統合する。
- ② 現在、常勤委員で構成されている国際周波数登録委員会（IFRB）を、非常勤委員による無線規則ボードに改組する。
- ③ ITU活動に参加できる企業等の資格を、ユーザ、金融機関等、電気通信に関心をもつすべての団体・企業等に拡大する。

### イ WARC-92の動向

ITUの主要機関の一つであり、無線通信に関する諸問題の討議・議決機関である世界無線通信主管庁会議（WARC）が、1992年2月より約1か月間スペインにおいて開催された。

同会議においては、音声衛星放送、広帯域HDTV衛星放送、移動衛星業務、将来の公衆陸上移動通信システム（FPLMTS）等に対する周波数の分配問題等が審議・決定されており、今後の無線通信における各種新サービスが、国際的な広がりにより提供されるための基本的な決



WARC-92 (1992. 2. 3～3.3、於：スペイン)

定として、各種新サービスの導入・展開が今後期待される。

### (3) UPUの動向

万国郵便連合 (UPU) では、郵便事業を取り巻く厳しい環境変化に、柔軟かつ迅速に対応し、国際間の新たなサービスの機動的な展開・実施を目指した万国郵便条約の簡素化を検討しており、1992年5月に開催予定の執行理事会において中間報告が行われ、1994年に韓国のソウルで開催される大会議において、改正案が審議される予定となっている。

また、これと並行し、UPU自体の組織、機能についても、執行理事会の作業部会において見直しを検討されている。

### (4) インテルサット及びインマルサットの動向

国際電気通信衛星機構 (インテルサット) においては、旧ソ連及び東欧諸国のインテルサットへの加盟促進と、急速に変化している電気通信環境への対応が大きな課題となっている。

1991年4月には、我が国では初めての開催となる、署名当事者総会第

21回会合が神戸において開催され、旧ソ連及び東欧諸国の加盟状況(ルーマニアが加盟済み、その後、旧ソ連が加盟)が報告されたほか、インテルサットを取り巻く環境の変化に対応して 大容量のインテルサットVII号衛星を調達した等の報告がなされた。

一方、国際海事衛星機構(インマルサット)においては、1991年9月に、世界中どこからでも使用できるポケットサイズの衛星電話サービスを今世紀末までに導入するという、「プロジェクト21」という事業計画を発表した。

インマルサットのサービス領域は、従来、船舶の利用が主流であったが、1989年に発効した改正条約により航空機における利用が可能となっており、さらに、同年の条約改正により、陸上における使用が見込まれる状況となっている。「プロジェクト21」はこの動きにつながるものであり、インマルサットのサービス領域を、移動通信全体に本格的に拡大するものである。

また、1992年2月1日に全世界で導入された「海上における遭難及び安全の世界的な制度(GMDS S)」は、従来のモールス通信が主体のシステムを、インマルサットシステム等を利用することで高度化するものであり、ほとんどの海域において、確実にかつ簡単な操作で陸上の捜索救助機関に連絡できる手段として、世界各国の船舶において幅広く力を発揮するものと期待されている。我が国の船舶としては、1992年2月に竣工したKDDの海底ケーブル敷設船が、GMDS S導入船舶第1号となっている。

なお、1992年にはデジタル化に対応した大容量の第2世代衛星が、全海域において運用を開始する予定であり、1994年前後には、直径60cm程度の小型アンテナでも受信可能なインマルサットM型の導入も予想されることから、船舶におけるインマルサットシステムの利用が、更に促進

されるものと期待されている。

### (5) 二国間定期協議の推進

情報通信の社会的重要性の増大及び社会・経済の国際化の進展という変化の中で、従来の国際機関における多国間調整の場だけでは十分な成果が望めない問題や、二国間特有の課題が生起してきたことに伴い、相互理解の促進のために、対象国との間で定期的に協議する場を設ける必要性が高まっている。

郵政省においては、1982年6月に開催された第1回日英定期協議以降、各国との定期協議を開催しており、双方国における情報通信政策の現状について正確な情報の共有化を図るとともに、今後の政策課題等について意見交換を行うなど、相互理解の促進に努めている。

なお、1991年度においては、フランス(4月)、オーストラリア(5月)、ドイツ(6月)と新たに定期協議を開始しており、1991年度末現在の定期協議対象国数は7か国1機関(EC)となっている(第2-4-1表

第2-4-1表 二国間定期協議の開催状況

(1991年度末現在)

	相手国等の名称	設置合意	相手側参加者	開催回数
1	英国	1981. 9	貿易産業省 (DTI) 電気通信庁 (OFTEL)	8回
2	米国	1982. 10	電気通信情報庁 (NTIA) 連邦通信委員会 (FCC)	4回
3	カナダ	1984. 10	通信省 (DOC)	6回
4	EC	1986. 5	EC委員会 EC加盟国政府	4回
5	韓国	1988. 1	逓信部 (MOC)	3回
6	フランス	1990. 11	郵電・宇宙省 (MPT)	1回
7	オーストラリア	1991. 4	運輸・通信省 (DTC)	1回
8	ドイツ	1991. 6	郵電省 (DBP)	1回

郵政省資料により作成



参照)。

## 2 国際協力の推進

通信基盤の整備は、あらゆる国において、情報の迅速、的確かつ自由な流通を可能とし、社会・経済活動の発展や効率化を促進するとともに、国民生活向上のための基盤的役割を果たすものである。しかしながら、開発途上国等においては、技術力や経済力が不足しているため十分な整備を行えない国が多い。このため、専門家の派遣等の技術協力や資金協力において、先進国とりわけ我が国の協力を期待する声も高まっている。

### (1) ODAにおける実績

政府開発援助（ODA）の拡充は、我が国の国際貢献策の重要な柱となっている。通信分野における1990年度の実績をみると、無償資金協力全体の11.0%、円借款全体の10.1%、技術協力（派遣・受入人数）全体

第2-4-2表 通信分野におけるODA実績

(単位：億円)

年度	無償 資金援助	円借款	技術協力(単位：人)		
			研修員受入	専門家派遣	協力隊派遣
1986	127.47 (12.2)	395.52 (9.5)	553 (9.2)	91 (4.6)	30 (3.6)
1987	76.63 (7.2)	742.50 (10.6)	523 (8.0)	100 (4.4)	32 (3.8)
1988	58.51 (6.0)	539.52 (5.1)	537 (7.9)	109 (4.5)	23 (2.9)
1989	134.47 (12.7)	704.69 (7.2)	567 (7.4)	115 (4.6)	37 (4.2)
1990	103.71 (11.0)	1,009.96 (10.1)	509 (6.7)	118 (4.7)	26 (3.7)

「我が国の政府開発援助」(外務省)による

(注) ( )内は、一般無償全体(債務救済、ノン・プロジェクト援助、小規模無償を除く。)又は円借款全体(債務繰延べを除く。)に占める通信分野の比率(単位：%)を示し、技術協力は、全体に占める通信分野の比率(単位：%)を示す。



の6.0%を占めるに至っている（第2-4-2表参照）。

## (2) アジア・太平洋地域における国際協力

### ア APTへの対応

アジア・太平洋電気通信共同体（APT）は、アジア・太平洋地域における電気通信の開発促進及び地域電気通信網の整備・拡充を主目的として、アジア・太平洋電気通信共同体憲章に基づき1979年に設立された政府間国際機関であり、我が国は創設以来、事務局等への専門家の派遣や研修員の受入れ等の対応を行っている。

1991年11月には臨時総会がスリ・ランカにおいて開催され、APT活動の活性化及び財政の強化を図るため、従来「コモンキャリア」に限られていた賛助加盟員資格を「電気通信業務を提供するもの」まで拡大することを内容とする憲章の改正が採択された。この改正が発効すれば、我が国からは、従来参加していたNTT及びKDDに加え、すべての第一種及び第二種電気通信事業者がAPT活動に参加できることとなる。

また、並行して行われた第15回管理委員会では、APTによる技術協力を一層推進するため、参加各国への特別拠出の要請決議が採択された。我が国はこの要請に応え、郵政省ODA予算より約1億円（80万米ドル）を拠出する方針である。APTはこの資金で「日本基金」を創設し、①電気通信セミナーの開催、②開発途上国への専門家の派遣、③開発途上国からの研修員の受入れ等に役立てることとしている。

### イ APECへの対応

アジア・太平洋経済協力（APEC）閣僚会議は、アジア・太平洋地域における経済面での協議と協力の在り方についての討議の場として、1989年以来開催されているものであり、1990年5月の高級事務レベル会合においては、電気通信がワークプロジェクトの一つとして採択されている。

我が国はニュー・ジーランドとともに、同年7月に具体的協力プロジェクトの一つとして取り上げられた「域内ネットワークの構築と協力（テレポート<sup>(\*)</sup>及びEDI）」の取りまとめ国となっており、1991年5月には第3回電気通信専門家会合を東京で開催し、具体的協力プロジェクトの今後の方針等について討議を行った。各国のテレポートへの関心は深く、引き続き開催された「APECテレポートセミナー」においても、テレポートの社会経済開発に果たす役割等について活発な議論が行われた。

#### ウ ISDNの国際普及に関する対応

アジア諸国におけるISDNへの関心は顕著な高まりをみせており、産・学・官の各機関による共同研究を通じて、極東アジア及びASEAN諸国におけるISDN早期実現の支援を目的とした「ISDN国際共同研究会」が、我が国の提唱により1988年4月に設立されている。

1991年度においては、5月に東京会合が、11月にはマレーシアにおいて臨時管理委員会及び第8回ワーキング・グループ会合が開催されており、我が国からは郵政省をはじめ、NTT、KDD、メーカー、学識経験者等が参加し、ISDN技術に関するガイドブックの作成や、ISDNアプリケーションモデルの作成等について検討が進められている。

#### エ APPUへの対応

アジア・太平洋郵便連合（APPU）は、万国郵便連合（UPU）の地域限定連合として1962年に設立されたものであり、我が国は1968年の加盟以来積極的な対応を行っており、アジア・太平洋地域の郵便職員訓練を行うアジア・太平洋郵便研修センター（APPTC）に対しても、郵便に関する専門的知識を有する職員をコンサルタントとして派遣

---

(注) Telecommunication と Port との造語。地域開発計画により、都市又は港湾に、高度な機能を有するインテリジェントビルや衛星通信地球局等を集中的に整備する施設を指す。

するなどの支援を行っている。

1991年11月には執行理事会在ブルネイにおいて開催され、A P P Uの財政について審議が行われたほか、1990年11月の第6回大会議において採択された5年間の重要な活動計画（ロトルア・アクション・プラン）の進ちょく状況や、アジア・太平洋地域における郵便に関する技術協力の在り方等についても審議が行われた。

### (3) 旧ソ連・東欧諸国に対する国際協力

近年の旧ソ連及び東欧諸国の急激な変革により、通信分野における従来の国際的枠組みも変容を迫られており、西側諸国の国際電気通信衛星機構（インテルサット）への旧ソ連及び東欧諸国の加盟が認められる一方、旧ソ連及び東欧諸国の通信衛星（インタースプートニク衛星）の西側諸国による利用が増加する等の状況にある。また、旧ソ連及び東欧諸国における通信基盤整備の遅れが明らかとなり、これらの諸国に対する各種支援が国際的にも論議されている。

郵政省においては、これら諸国に対する取組が、我が国の国際貢献の枠組みの中で大きな意味をもつという認識の下に、協力・支援体制を整備し、研修員の受入れ、セミナーの開催等、各種施策を実施している。

特に、1991年5月には、東欧6か国の電気通信主管庁及び電気通信事業体の幹部を東京に招へいし、「東欧通信政策セミナー」を開催した。このセミナーにおいては、我が国の電気通信の民営化、競争導入に関するノウハウの紹介等を行った。

また、1991年10月に、旧ソ連に対して初めて通信・放送現状調査団を派遣したほか、1992年5月には、C I S各共和国の電気通信主管庁及び電気通信事業体の幹部を東京に招へいし、「C I S電気通信セミナー」を開催する予定である等、旧ソ連・東欧諸国の歴史的な動きに対して積極的な対応を行っている（第2-4-3表参照）。

第2-4-3表 旧ソ連・東欧諸国関係施策

年	旧ソ連関係		東欧諸国関係	
1990			1月	「東欧問題連絡会」設置
			3月	・現地調査団派遣 (ポーランド、ハンガリー、ユーゴスラビア)
			12月	「東欧対策協議会」に改組
1991	10月	「対ソ支援連絡会」設置	1月	「東欧通信・放送事業調査協議会」発足
	11月	「通信・放送現状調査団」派遣	2月	「東欧セミナー実施協議会」発足
	11月	「地域開発会議(ITU)」参加	3月	「第1回事業化現地調査団」派遣 (ハンガリー、ユーゴスラビア)
			5月	「東欧通信政策セミナー」開催
			7月	「第2回事業化現地調査団」派遣 (ブルガリア、ルーマニア)
			12月	・ブルガリアからの研修員受入れ
1992	2月	「CIS電気通信協議会」設置		
	5月	「CISセミナー」開催予定		
	8月	「CIS調査団」派遣予定		

郵政省資料により作成

#### (4) 第2回郵便事業調査研究国際コースの実施

郵便事業における開発途上国の最優先の課題は「人材育成」であり、我が国に対する期待も大きなものがある。

郵政省においてはこの期待に応え、1990年度より「郵便事業調査研究国際コース」を開設し、将来有望な若手郵便関係職員を受け入れているところである。1991年度においては11か国11名の職員を受け入れ、前年度参加者の感想・要望も含めて内容を充実し、研修を実施したところであり、1992年度以降においても更に充実した研修を行うことで、関係各国の業務改善に資することとしている。



## 第5節 技術開発・標準化の一層の推進

### 1 次世代を支える技術開発の促進

#### (1) 21世紀を展望した情報通信技術開発の推進

郵政省は、3年6月、電気通信技術審議会から「21世紀を展望した情報通信技術開発に関する基本方策について」（2年3月諮問）に対する答申を得た。同答申は、21世紀初頭における高度情報社会の実現のため、21世紀の情報通信の果たす役割、情報通信の高度化イメージ、情報通信技術の開発課題、開発シナリオを明らかにし、今後の情報通信技術開発の基本方策について取りまとめたものである。

同答申によると、21世紀に向けて情報通信は、豊かでゆとりあるライフスタイルの実現、快適で安心できる社会の実現等の社会的な目標に対し、大きく貢献するものと期待され、21世紀には自動翻訳等の知的機能、多彩なマルチメディア機能、人間の視聴覚機構との整合性の高いインタフェース機能等を併せ持った総合知的通信網（UICN）へと発展すると予測している。

このために必要となる技術開発は広範、多岐にわたっているが、基礎研究の充実はもちろん、基礎研究から応用への橋渡しを行う研究開発（先導的研究開発）の強力な推進、研究開発に不可欠な大型の施設・設備の支援及び国際貢献並びに国際協力の観点から国際共同研究開発等の積極的な推進が必要であるとしている。このため国は、民間の研究開発能力をも十分に活用した、産・学・官連携の下、継続的に一体として研究開発が行われるような研究開発体制を整備すべきであるとしている。

郵政省としては、21世紀の情報通信の発展のために同答申の趣旨を最大限に活用し、必要な措置を図っていくことを考えている。



## (2) 電気通信分野における研究開発体制の整備

「21世紀を展望した情報通信技術開発に関する基本方策について」に対する答申にも指摘されているとおり、21世紀の高度情報社会を実現するためには、技術先導性の高い電気通信分野における研究開発の積極的な推進が不可欠であるが、この研究開発の中には、緊急な取組が必要であるにもかかわらず、高リスク・高負担で長期間を要することなどから、民間では技術開発インセンティブが働きにくい分野があり、このような分野については国が基礎研究から応用への橋渡しを行う先導的研究開発を積極的に推進することが必要である。

このため、通信・放送衛星機構において、産・学・官の技術力、人材を結集し、かつ研究開発における民間のインセンティブを働かせ、総合的、計画的かつ効率的に研究開発を推進することとなった。

4年度からは、ホログラフィ技術を用いた高度な三次元立体動画像の通信を可能とする「高度三次元画像情報の通信技術に関する研究開発」を開始する。

また、高度な電気通信技術の研究開発に不可欠な大型施設であって、民間のみでは整備困難な施設を整備し、広く電気通信技術に関する研究開発を行う者の共同の利用に供する事業に対して、4年度より同機構から出資を行うこととしている。

さらに、近年の研究開発においては、国際的な研究情報の交換等を抜きにしては考えられなくなっていること、我が国の国際貢献及び国際協力に対する期待が高まっていること等から、同機構は外国人研究者を招へいし、我が国の研究者との研究交流を実施することとなった。

## (3) 電気通信フロンティア研究開発の推進

郵政省では、21世紀における多様なニーズに対応し得る高度な情報通信サービスを提供するため、郵政省通信総合研究所を中心に産・学・官

の連携により、昭和63年度から「電気通信フロンティア研究開発」として、従来の電気通信の分野にとらわれない幅広い分野にわたる基礎的・先端的な研究開発を推進している。

3年度には、生体機能に関する研究開発（生体を利用した素子の開発や生体機能に学んだ情報通信系構築）を開始し、昭和63年度と元年度に開始した6研究開発課題と合わせて、「超高速通信技術」、「バイオ・知的通信技術」及び「高機能ネットワーク技術」の3分野7研究開発課題に取り組んでいる。これらの課題は4年度においても継続していくこととしている。

また、2年度から開始した基礎的・先端的な研究開発の補完、充実等を目的とした「電気通信フロンティア研究公募」を引き続き実施しており、3年度には3件の新規研究テーマ枠に対して48件の応募があり、3年度においては、前年度に研究開発を開始したものと合わせて6件の研究開発課題に取り組んでいる。さらに、元年度から毎年開催している「電気通信フロンティア研究国際フォーラム」を情報系の研究分野をテーマとし3年11月に開催するとともに、外国人研究者を通信総合研究所へ招へいするなど、引き続き国際共同研究を推進している。

一方、3年8月には、情報通信に関する基礎的・先端的な研究の拠点である郵政省通信総合研究所関西支所に新研究棟が完成し、組織も3分野8研究室体制へと整備され、電気通信フロンティア研究開発の各分野の研究課題を中心に活発な研究活動が進められている。

#### **(4) 広帯域 I S D N 構築の推進**

高速・大容量データ通信、映像通信、マルチメディア通信等、高度化・多様化する情報通信ニーズに的確に対応できる次世代の電気通信網として広帯域 I S D N の早期構築が期待されている。

郵政省では、広帯域 I S D N に関する内外の動きを体系的に把握し、

今後の開発及び導入の促進に関し検討を行うため、「広帯域 I S D N に関する調査研究会」を2年10月から開催し、4年4月に報告書を取りまとめた。

この報告書によると、広帯域 I S D N の技術開発推進のための課題としては「実用化に向けた要素技術開発、機器やシステムの互換性、低コスト化等の一層の推進」、「端末を含めた広帯域性、マルチメディア性の特長を生かすアプリケーションの開発」等が、また、導入を促進するための課題としては「具体的な利用イメージ、メリット等についての積極的な周知啓蒙」、「ユーザニーズにマッチしたアプリケーションの提供」等が挙げられている。

#### (5) 地球環境問題に対する取組

オゾン層破壊や地球温暖化をはじめとした地球環境問題への対応が、世界的に喫緊で重要な課題となっている。

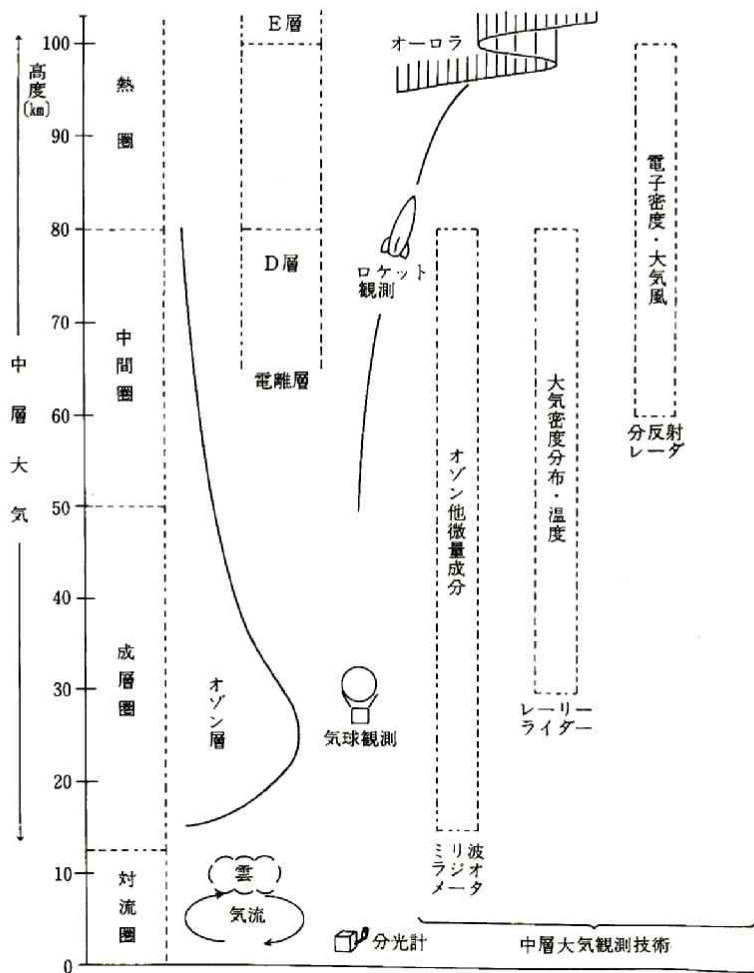
このため、郵政省では、2年度から本格的に、電波及び光の利用技術並びに情報通信ネットワークの観点から、地球環境問題に取り組んでおり、特に、短波長ミリ波帯の電磁波を用いてオゾン層や大気中の微量ガス成分を高精度に計測する技術の研究開発を推進している。3年度からは、宇宙開発事業団と協力して、熱帯降雨観測衛星（T R M M）搭載用降雨レーダの予備設計及び試作試験に着手するほか、対流圏の水蒸気と炭酸ガスのグローバルモニタリングに適した光領域アクティブセンサや地球環境計測・情報ネットワークに関する研究開発等を推進している。

また、3年11月から「中層大気における地球環境のための高度電磁波利用技術に関する調査研究会」を開催し、オゾン層破壊や地球温暖化に密接にかかわりのある中層大気（高度約10～100km）の観測技術等の調査研究を進めている（第2-5-1図参照）。

さらに、3年10月の日米科学技術協力協定合同委員会において、「地球

環境のための高度電磁波利用技術に関する国際共同研究」を、新たな地球環境問題の研究開発テーマとすることが合意されており、4年度から具体的な研究協力を推進していくこととしている。

第2-5-1図 中層大気と観測技術





## 2 重要性を増す標準化の推進

### (1) 電気通信の標準化推進に対する取組

電気通信の高度化・多様化が進展しているが、不特定多数のユーザ間で任意で円滑な通信を行うためには、端末及びシステム相互間の通信方式等において標準化が不可欠である。

複雑化、高度化する電気通信分野の状況を反映して、増大する標準化作業に対する効率的な体制、時宜を得た迅速な標準制定、標準化の目標を示すガイドラインの明示等が必要である。

このような状況を踏まえ3年3月に電気通信技術審議会で取りまとめられた「高度情報社会を展望した電気通信の標準化に関する基本方策について」の一部答申に従い、以下のような標準化推進に対する取組を行っている。

- ① 国内の民間標準化機関であるTTC(社)電信電話技術委員会)、RCR(財)電波システム開発センター)、BTA(放送技術開発協議会)等により構成される電気通信標準化関係機関連絡会の開催
- ② 電気通信技術審議会を中心とした国際標準化機関の地域間電気通信標準化会議を通じた国際標準化活動への寄与
- ③ 相互接続試験を実施しているHATS推進会議(高度通信システム相互接続推進会議)の試験対象の拡大と普及活動の強化
- ④ 重要度、適切な標準制定・改定時期、標準化に当たっての留意点等を取りまとめた総合的な標準化ガイドラインに沿った国内標準化機関の標準化計画の作成
- ⑤ OSI(開放型システム間相互接続)対応装置等の国際標準に準拠する端末及びシステムに対する各種支援施策の推進

### (2) 通信のパーソナル化に向けた標準化

近年、社会環境や生活様式の変化等に伴い、個人の価値観が多様化し



てきており、電気通信サービスについても、利用者は、従来の画一的なサービスではなく、個人のライフスタイルやしこうに合ったサービスを求めるようになってきている。このような通信のパーソナル化を求める動きに対応するため、郵政省では、3年1月から「通信のパーソナル化に関する調査研究会」を開催し、通信のパーソナル化に対するニーズ、技術の動向、標準化の現状、課題等の検討を進めており、同調査研究会は3年8月に報告を行った。

この報告によると、通信のパーソナル化のためには、個人を指定するための個人通信番号の在り方に関する検討が必要であり、技術面では高度な機能を誰でも簡単に使えるためのヒューマンインタフェース技術、相手を確実に指定するための認証技術、高度な機能を実現するネットワーク技術が特に重要であるとしている。同時に、通信のパーソナル化を進めるためには、ネットワーク、ネットワーク間のインタフェース、ネットワークと端末とのインタフェース、さらに、様々な端末の操作方法の統一など、標準化が必要不可欠であるとしている。

一方、電気通信分野の国際的な標準化を行っている国際電気通信連合（ITU）の国際電信電話諮問委員会（CCITT）においても、この分野の重要性から2年7月から「UPT（ユニバーサルパーソナル通信）」として標準化活動が開始されており、サービスの定義、番号計画、ネットワークの持つべき機能、交換・信号方式等の標準化が進められている。

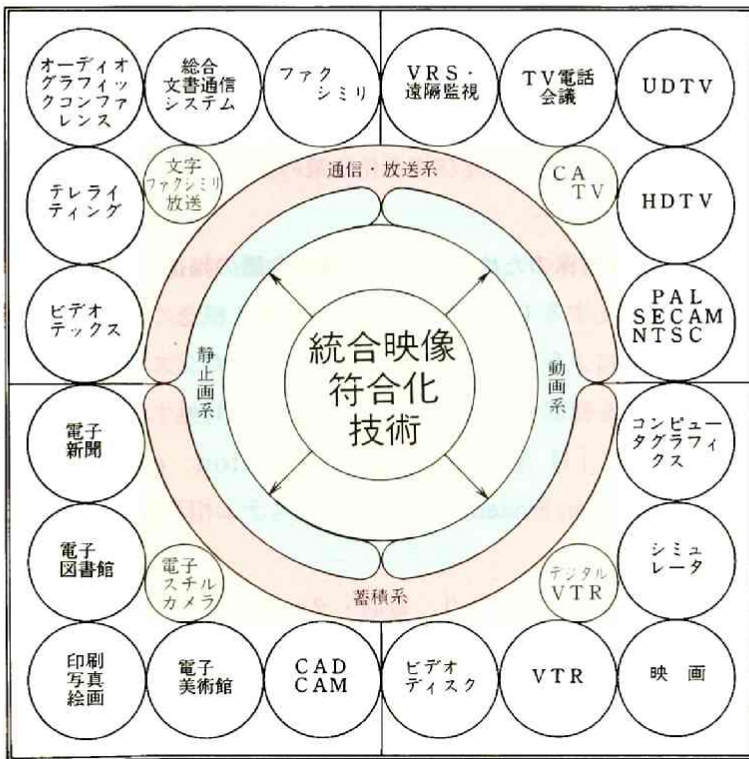
郵政省では、従来、それぞれの分野からこれらの活動に積極的に寄与してきているが、「通信のパーソナル化に関する調査研究会」の報告の内容を踏まえつつ、CCITTへの積極的な寄与を行うために、3年9月に電気通信技術審議会の下に、ネットワーク機能、サービス定義、番号計画等の総合的な検討を行う場としてUPT分科会を設置し、UPTに関する総合的な検討を進めている。

(3) 21世紀を展望したデジタル映像技術における標準化

映像メディアは、テレビジョン放送、テレビ電話・会議、ファクシミリ、VTR、映画、印刷等広い分野にわたっている。今後、映像メディアに対するニーズは飛躍的に高まっていくものと予想され、メディア融合化の時代を迎えて、これらのメディア間におけるソフトの相互利用が求められている（第2-5-2図参照）。

しかしながら、従来のメディアは個別にシステムの開発及び標準化が進められてきたため、メディア相互間のソフト変換に高いコストを要し、

第2-5-2図 統合映像符号化技術によるメディアの融合化



ソフトの共用化等が容易でないのが実情である。今後、大容量光ファイバ伝送路等を利用した、より高画質な映像メディアの時代においては、これらの問題の抜本的な解決が求められている。

近年の映像分野におけるデジタル化の進展並びに印刷、映画等の電子化への流れにあって、将来の映像メディアにおいては、これらのデジタル符号化に際して、それぞれの映像の構成要素となる画素数、アスペクト比、画面周期、帯域圧縮方法等に関する規格の適切な統合化を行うことにより、各種映像メディア間のソフトの相互変換を容易に行えるようになることが期待される。

以上のことから、将来の映像技術の発展方向を展望するとともに、今後の映像符号化技術に関する各種規格の統合化の在り方及び統合化を実現するための方策等について、郵政省は、3年10月に電気通信技術審議会に諮問した。一部答申の予定時期は4年末頃とし、答申後は、高度映像技術に係る技術開発政策及び標準化政策の推進に資することとしている。

#### (4) 相互接続性確保のためのH A T S推進会議の推進

高度化・多様化するI S D NサービスやO S I概念の導入、マルチベンダ化の進展等により、標準に基づいて開発されたシステムの相互接続性・相互運用性を確認する需要が高まり、これに対処するため関係機関の参加により「H A T S (Harmonization of Advanced Telecommunication Systems: 高度通信システム相互接続) 推進会議」が開催されている。

これまでのG 4ファクシミリ、電話・ターミナルアダプタ、メッセージ通信システム(MHS)、構内交換機(PBX)、アナログ電話に加え、LAN(ローカルエリアネットワーク)間接続、デジタルテレビ電話・会議装置についても相互接続試験が進められ、基本的な相互接続性が確

認されている。今後は、コンピューターミナル等についても相互接続試験が行われることとなっている。

さらに、これらの活動に関する周知・啓発を行うため、普及体制の強化が行われている。

## 第6節 郵便事業・郵便局ネットワークの新たな展開

### 1 21世紀に向けた郵便事業運営基盤の整備・充実

#### (1) 郵便物の増加への対応

大都市及びその周辺の発展地域に所在する郵便局を中心として、郵便物が著しく増加している。また、消費者行動の変化、情報化の進展等に伴い、個別化、多様化した郵便物の大量差出しや郵便物の大型化が進んでいる。

このため、郵便物の増加・大型化に伴い必要となる要員の確保を図るほか、郵便ネットワークの拠点となる郵便局や大都市・その近郊発展地に所在する郵便局を中心に郵便局舎施設の整備・充実を図ることとしている。特に首都圏についてはその傾向が顕著なことから、3年7月に「首都圏郵便事業運営基盤整備連絡協議会」を設け、首都圏対策に取り組んでいる。また、安定した業務運行の確保を図るため、大量に出される郵便物を専門に取り扱う郵便局の充実等効率化・平準化施策の積極的な推進を図るほか、郵便事業の一層の機械化、新たな情報システム化としての大口引受情報システム・郵便事業管理システムの開発及び情報化マスタープランの策定等、情報ネットワークの充実・強化に取り組んでいく方針である。

さらに、郵便局における郵便物処理作業の一層の効率化に資するため、メーリング・サービス業者の郵便物作成設備に係る税制支援の措置を行ったほか、メーリング・サービス業者の差出協力に対し、協力金を支払うこととしている。

#### (2) 第三種郵便物の制度の円滑な運営のための措置

第三種郵便物の制度は、郵便利用者全体の負担の下に、国民文化の普



及向上に貢献すると認められる定期刊行物について他の郵便物の料金より低廉な料金で取り扱うものであることから、認可後の定期刊行物の適格性について的確に把握しておく必要がある。このため、4年度において、第三種郵便物の認可をした定期刊行物について、その条件を具備しているかどうかの監査を定期的に行うとともに、第三種郵便物の認可・監査に必要な調査を郵政大臣の指定する者（指定調査機関）に行わせることにより、本制度の円滑な運営を図ることとしている。

### (3) 郵便局の土地の高度利用

郵政省では、近年、特に大都市地域における国公有地の有効活用が強く求められていることを踏まえ、市街地の中心にありながら、その作業の特性から比較的低層利用にとどまっている郵便局の土地の有効利用について検討を重ねてきた。

3年5月に「郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」が公布・施行されたことから、この法律に基づき郵便局の土地を高度利用し、地域社会の健全な発展に寄与するとともに、経営資源の有効活用を図り、郵政事業の経営基盤の強化に資するため、その具体的な施策の第一号として、浅草郵便局と簡易保険福祉事業団の事業所用ビルとの合築を実施する計画（4年度末着工予定）である。

## 2 郵便サービスの向上による地域社会の振興への貢献

### (1) 愛のある郵便サービスによる社会福祉への寄与

目の不自由な方、耳の不自由な方及び言葉の不自由な方が気軽に郵便局を利用できるようにするため、3年度より点字が読める職員を養成しているが、これに加えて4年度より新たに、簡単な手話ができる職員を養成することとしている。

また、郵便サービスの一層の向上を図るため、4年7月からは点字内容証明の取扱いを行うこととしているほか、目の不自由な方あての郵便物について、郵便物を配達した際に受取人が不在の場合、郵便物が到着したことを通知する「不在配達通知書」に加えて、4年度より「点字不在配達通知カード（仮称）」を併せて差し入れることとしている。

さらに、4年度より、社会福祉の増進に一層貢献するため、日本赤十字社等社会福祉の増進を目的とする事業を行う一定の法人又は団体にあてた寄附金を内容とする郵便物の料金を免除する制度を開始する予定である。

## (2) 寄附金付郵便葉書等による地域社会への貢献

お年玉付郵便葉書等の発行による寄附金は、「社会福祉の増進を目的とする事業」を行う団体等9つの事業を行う団体に配分している。

3年度においては、一枚当たり3円の寄附金を付加したお年玉付郵便葉書を4億5,000万枚発行したほか、初めて41円及び62円お年玉付郵便切手にも3円の寄附金を付加し、それぞれ1,500万枚発行した。

これらの寄附金は、配分申請のあった団体の中から、222団体に対して、合計13億6,132万円配分されることが決定されたが、この中には、雲仙・普賢岳の噴火に伴う被災者の救援事業も含まれている。

なお、3年度には、3年7月に開催された「第11回世界ろう者会議」にちなんで、料額62円に寄附金10円を付加した寄附金付郵便切手を2,000万枚発行し、聴覚障害者のための社会福祉事業を行う53団体に対して、合計1億1,142万円の寄附金を配分した。

お年玉付郵便葉書等の発行による寄附金の配分事業は、昭和24年から続けられ、今後とも国民生活の向上等に貢献していくこととしている。

## (3) 地球環境問題への寄与

ア 広告付郵便葉書（再生紙）を利用した地球環境保全事業への寄附

地球環境の保全が重要な取り組むべき課題となっている状況下において、葉書や封筒等大量の紙の消費を伴う郵便事業においても、地球環境の保全に貢献することが重要な責務となっている。

こうした観点に立ち、地球環境の保全を図るための事業に、お年玉付郵便葉書等の寄附金を配分し、支援を行うこととしている。

4年度においては、地球環境の保全にかかる寄附金は、広告付葉書により募集することを予定しているが、この広告付葉書には、郵便葉書として初めて再生紙を使用することとしており、こうした仕様の面からも、再生紙の利用促進等地球環境保全の重要性を利用者に啓発していくこととしている。

#### イ 低公害車の試行配備

昨今、自動車の排気ガス等による大気汚染が、大きな社会問題となっている。郵政省では、郵便物の集配用として多くの軽自動四輪車を使用していることから、これらの問題の解決策の一つとして低公害車の導入



低公害車の試行配備

に積極的に取り組んでおり、3年10月から電気自動車（軽自動四輪車）14両及びメタノール自動車（2t車）1両の計15両の低公害車を郵便物の集配用として試行配備している。

#### **(4) 大都市における窓口機能の充実**

郵政省では、大都市における郵政窓口サービスに対する需要に応えるため、窓口事務量の著しく多い東京都区、横浜市、名古屋市、大阪市の中心部に、大都市型簡易郵便局（シティ・ポスト）を3年度には7局設置し、百貨店、旅行代理店などに委託して業務を実施している。

### **3 郵便局ネットワークの活用による地域・国際社会への貢献**

郵便局は全国津々浦々に24,000局の拠点を有し、情報通信サービスとして郵便業務を行っており、郵政省においては、こうした情報通信基盤である郵便局ネットワークを活用して、地域社会・国際社会に貢献する様々な施策を実施している。

#### **ア 地域振興に資する窓口サービスの多様化・高度化の推進**

郵政省では、地域に密着した公的機関であるとともに、地域間を結ぶネットワークを形成している郵便局の特性を生かし、地域振興に資するため、窓口サービスの多様化・高度化を推進している。

住民票の写しについては、4年1月、郵便局に市町村が設置した専用のファクシミリを、住民が利用して住民票の写しの交付を請求し、それを受けて市町村が郵送により交付するという方法での取扱いが可能となった。これまでも、住民票の写し等の郵送サービス（郵便局窓口で専用の申込用紙・封筒を用意しておき、郵送により住民票の写し等の請求・交付を行うサービス）を実施しているが、ファクシミリを使った請求が可能となったことで、受け取るまでの時間が一層短縮されることとなった。4年2月から兵庫県津名町の5郵便局で取扱いを開始した。



また、地方自治体等が作成した地域の観光、歴史等を紹介したビデオなどに関する情報を郵便局ネットワークを通じて提供し、ビデオの貸出し等を郵便を利用して行う「活き活き情報交流サービス（仮称）」の実験を4年度に行う予定である。

#### イ 郵便局と社会福祉施設との合築

昨今、高齢化社会の進展、女性の社会進出、核家族化等により社会福祉施設の充実が求められている。郵政省では社会福祉の増進に寄与するとともに土地の高度利用の要請に応えるという見地から、地方公共団体等のニーズを踏まえ、郵便局と社会福祉施設との合築を推進していく予定である。

具体的には、郵便局舎の改善時に、将来郵政事業で使用する面積を確保してなお余剰面積が生じる場合に、地方公共団体の要望、社会福祉施設の建築・設備基準、利用形態等を総合的に勘案して行うこととなるが、対象とする社会福祉施設としては、老人福祉センター、児童館、点字図書館などの施設が考えられる。

4年度においては、両国郵便局（東京都中央区）と東京都中央区の社会福祉施設との合築を計画しており、4年度中着工、6年度中の完成を目指している。

#### ウ P-SATの活用による地域貢献

郵政省では、郵便局ネットワークを高度化して、地域の情報化の推進に貢献するとともに、事業運営の高度化・効率化等を図るため、郵便局等に衛星通信の受信装置を設置し、衛星通信を利用して各種の情報通信を行う郵便局衛星通信ネットワーク（P-SAT）の運用を、3年4月より開始した。

4年度においては、P-SATのネットワークを全国約300の郵便局等へ拡大する予定であり、全国各地の郵便局で、映像によって地域の特産

物・地場産業・観光情報など全国各地のふるさと情報、最新の経済・生活情報等を提供することにより、地域の情報化の推進及び地域住民の利便の向上等を図ることとしている。

### エ 国際ボランティア貯金による国際貢献

国際ボランティア貯金は、預金者から通常郵便貯金利子の20%の寄附を得、民間海外援助団体（NGO）を通じて、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資することを目的とするものである。

3年1月より取扱いを開始し、2年度は212万9千人を越す人々から11億円もの寄附金が寄せられた。

3年6月、この寄附金のうち緊急援助分等を除いた9億1,358万円を、全国102団体が実施する148援助事業に第1回目の配分をし、アジア、アフリカを中心とした世界各地において、学校に行けない子供達への教育活動、女性の自立のための識字教育や縫製・手工芸等の職業訓練、生活用水確保のための井戸掘り、砂漠化防止のための植林、難民救済等各種の援助活動に役立てられている。

緊急援助については、エチオピアにおいて、干ばつ等により飢餓に瀕している被災者のための緊急援助事業に充てることとして、4年3月、NGO 2団体に1億円を配分した。

4年3月末には国際ボランティア貯金の加入者数は約674万人に達し、郵便貯金の新しい顔として国民の間に着々と根付いており、今後とも郵便局ネットワークを活用した国民参加による国際貢献のモデルとして、定着させていく方針である。

### オ 郵便局における外貨両替等サービスの実施

近年、我が国の国際化の進展に伴い、海外へ渡航する日本人及び来日する外国人が急速に増加しており、従来にも増して外国通貨の両替及び

旅行小切手の売買に対するニーズが高まっている。これらのニーズに的確に対応し、旅行者の利便を図るため、3年10月から全国の100の郵便局において外国通貨（米ドル、仏フラン、カナダドル、英ポンド、独マルク及び豪ドル）の両替及び旅行小切手（前記の6通貨建ての旅行小切手の他日本円建てのものも取り扱う）の売買を開始した。

3年度の取扱状況は、総取扱件数16,831件、総取扱金額13億6,643万円であった。

4年度以降においても、順次取扱局を増やしていく予定であり、これにより地域住民の利便の向上並びに地域の国際化に貢献していくこととしている。